

平成 18 年度に実施した法科大学院認証評価
（予備評価）に関する検証結果報告書

平成 19 年 11 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構では、法科大学院認証評価を開放的で進化する評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、平成17年1月に文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）となつて以降、はじめての経験となつた平成17年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び評価担当者へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。

なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

検証の結果、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握でき、平成18年度実施の認証評価（予備評価）に反映させた。（この検証結果は「平成17年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」としてまとめている。）

さらに、平成18年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）においては、引き続き、平成17年度同様にアンケート調査を実施し、検証を行うこととし、平成18年度実施の認証評価（13大学）に関わる調査とその検討による検証結果を取りまとめた。

目 次

はじめに

I 機構が実施した法科大学院認証評価（予備評価）の概要・・・・・・・・・・ 1

II 平成 18 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 項目別の検証

(1) 評価基準及び解釈指針について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(2) 評価担当者に対する研修について・・・・・・・・・・・・ 11

(3) 自己評価書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について・ 14

(5) 書面調査・訪問調査について・・・・・・・・・・・・ 16

(6) 評価結果（評価報告書）について・・・・・・・・・・・・ 20

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について・・・・・・・・ 24

(8) 評価の作業量・スケジュール等について・・・・・・・・ 30

(9) 評価についての全般的な意見・感想・・・・・・・・・・・・ 34

3. 総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

参考資料

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【評価担当者】
- 7 法科大学院評価基準要綱新旧対照表

I 機構が実施した法科大学院認証評価（予備評価）の概要

平成 18 年度に実施した認証評価（予備評価）を検証するに当たって、まず機構が実施した法科大学院の認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている（学校教育法第 69 条の 3 第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より、認証評価（予備評価）を開始した。

この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

認証評価（予備評価）の実施に当たっては、以下の資料を作成し、あらかじめ公表した。

- ・法科大学院評価基準要綱
- ・自己評価実施要項
- ・評価実施手引書
- ・訪問調査実施要項

1 目的

法科大学院認証評価は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、以下のことを目的として行った。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価は、基準の全てについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わないとともに、評価結果の社会への公表は行わない。

2 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を編成した。

評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置した。

3 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

(1) 法科大学院における自己評価

各法科大学院は、「自己評価実施要項」等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

(2) 機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて、対象法科大学院の状況を分析した。
- ② 訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できない内容等を中心に調査を実施した。
- ③ 基準ごとに、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにした。
- ④ 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行った。
- ⑤ 評価の結果を報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知した。
(ただし、予備評価では、基準のすべてについての適合状況の評価「適格認定」や評価結果の文部科学大臣への報告及び社会への公表は行わない。)

4 スケジュール

- (1) 平成 17 年 8 月に、国・公・私立大学等の関係者に対し、説明会を実施し、法科大学院認証評価の仕組み、方法などについて説明を行った。
- (2) 平成 17 年 9 月から 10 月にかけて、13 大学から予備評価の申請を受け付けた。
- (3) 平成 17 年 12 月に、法科大学院の自己評価担当者等に対する研修を実施し、自己評価書の作成方法などについて説明を行った。
- (4) 平成 18 年 6 月に、評価担当者に対する研修を実施し、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。
- (5) 平成 18 年 6 月までに、対象法科大学院を置く大学 13 校から自己評価書の提出を受けた。
- (6) 自己評価書の提出を受けた以降の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。

18 年 6 月	評価部会（第 1 回）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
7 月	書面調査開始
8 月	評価部会（第 2 回）の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9 月	評価部会（第 3 回）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として対象法科大学院を置く大学に通知〕）
10～12 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12 月	評価部会（第 4 回）の開催（評価報告書原案の作成）

- (7) 平成 19 年 1 月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価報告書原案を評価結果（案）として取りまとめ、評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知した。
- (8) 評価結果（案）に対する意見の申立ての手続きを経て、平成 19 年 3 月の評価委員

会において評価結果を確定し、評価報告書としてまとめた上、対象法科大学院を置く大学に通知した。

Ⅱ 平成 18 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

(1) アンケート調査の実施

平成 18 年度認証評価（予備評価）の対象法科大学院を置く大学（以下「対象校」という。）及び評価担当者に対し記名選択式回答（5 段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。

アンケート調査項目は次のとおりである。

[対象校]

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 訪問調査等について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

[評価担当者]

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

- (2) 評価作業に費やした労力について
- (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

(2) アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を整理・分類し、項目別に分析を行った。その上で、法科大学院評価課が別途実施したアンケート調査及び評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 評価基準及び解釈指針について
- (2) 評価担当者に対する研修について
- (3) 自己評価書について
- (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について
- (5) 書面調査・訪問調査について
- (6) 評価結果（評価報告書）について
- (7) 評価を受けたことによる効果・影響について
- (8) 評価の作業量・スケジュール等について
- (9) 評価についての全般的な意見・感想

※ アンケート調査に係る補足事項

1. 平成 17 年度アンケートからの変更点

平成 18 年度におけるアンケートでは、平成 17 年度に実施したアンケートに対し、以下の変更を行った。

(1) 内容の変更

- ・ 自由記述欄について、平成 17 年度は、項目ごとにその項目全体について設けるのみであったが、平成 18 年度は、それに加え、詳細を知ることが有用と思われる設問についても個別に設けた。
- ・ 選択式の設問について、新たに有用と思われる設問を追加するとともに、一部の設問を削除した。
- ・ 一部の設問の表現をより適切なものに改めた。

(2) 実施時期の変更

- ・ 評価の記憶が鮮明で、資料が手元にあるうちにアンケートを実施するため、評価担当者については、アンケート用紙の配付時期を約2ヶ月前倒しした。

アンケート用紙配付日程

	平成17年度	平成18年度
対象校	平成18年3月27日	平成19年3月30日
評価担当者	平成18年3月27日	平成19年1月30日

2. 平成18年度アンケートの回収状況

平成18年度アンケート回収状況

	回答数	回収率
対象校	13校中13校	100%
評価担当者	50名中26名	52%

2. 項目別の検証

(1) 評価基準及び解釈指針について

機構が定める評価基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして適切であったか、また、評価基準及び解釈指針の中で対象校が自己評価を行う際に自己評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

① 評価の目的等との関係

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、評価基準及び解釈指針の構成や内容が「教育研究活動等の質を保証するために適切であった」（機関1-①、評1-①）か及び「教育研究活動等の改善を促進するために適切であった」（機関1-②、評1-②）か質問したところ、「質の保証」に対して、全ての対象校が肯定的な回答となった。（「強くそう思う」8%、「そう思う」92%）、評価担当者では、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」12%、「そう思う」80%）、「どちらとも言えない」が8%であった。「改善の促進」に対しては、対象校では、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」31%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が8%、評価担当者では、肯定的な回答が85%（「強くそう思う」12%、「そう思う」73%）、「どちらとも言えない」が15%であった。いずれについても対象校の9割、評価担当者の8割以上が肯定的に回答しており、評価基準及び解釈指針の構成や内容が教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という目的に照らして適切であると高く評価されていることがわかる。

一方、評価基準及び解釈指針の構成や内容が「社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった」（機関1-③、評1-③）かとの質問に対しては、対象校では、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」8%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が8%、評価担当者では、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」4%、「そう思う」77%）、「どちらとも言えない」が19%であった。対象校及び評価担当者とも約8割が肯定的に回答しており、評価基準及び解釈指針の構成や内容が「社会からの理解と支持」という目的に照らして概ね適切であるとの評価がなされている。

次に、「教育活動を中心に設定していることは適切であった」（機関1-④、評1-④）かとの質問に対しては、対象校では、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」23%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が8%、評価担当者では、肯定的な回答が88%（「強くそう思う」24%、「そう思う」64%）、「どちらとも言えない」が12%

であった。対象校及び評価担当者ともに約9割が肯定的に回答しており、教育活動を中心とした評価基準及び解釈指針の設定について高く評価されていることがわかる。

② 具体の評価基準等の構成・内容

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価しにくい基準又は解釈指針があった」(機関1-⑤)か質問したところ、肯定的な回答が54%（「強くそう思う」15%、「そう思う」39%）、「どちらとも言えない」が23%、「そう思わない」が23%であり、対象校の5割以上が評価しにくい評価基準等があったとしている。

同様に、評価担当者に対するアンケート調査において、「評価しにくい基準又は解釈指針があった」(評1-⑤)か質問したところ、「そう思う」が58%、「どちらとも言えない」が23%、「そう思わない」が19%であり、評価担当者の約6割が評価しにくい評価基準等があったとしている。

次に、対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針のうち、内容が重複するものがあった」(機関1-⑥、評1-⑥)か質問したところ、対象校では、「ある」が31%、「ない」が69%、評価担当者では、「ある」が16%、「ない」が84%であった。

③ 評価と課題

評価基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価それぞれの目的に照らして適切であると評価されている。

また、評価基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることについてもその適切性が認められている。

評価しにくい評価基準及び解釈指針があったかについては、対象校及び評価担当者いずれもあったとする回答が半数を上回った。自由記述において、対象校では、具体的な事例のフィードバックを望む意見があった。また、評価担当者においては、実際の判断の場面で苦慮したなどの意見があった。引き続き説明会等での事例紹介などを一層充実させていくことが望まれる。

また、評価基準又は解釈指針のうち、内容が重複するものがあったかについては、対象校の半数以上が重複するものがなかったとしているものの、自由記述において、対象校では、評価基準又は解釈指針そのものは重複していなくても、記述内容が重複するものがあるなどの意見もあり、引き続きその適切性を検討していくことが望まれる。

なお、評価基準の大幅な改正は、法科大学院の準備状況にも大きな影響を及ぼすことから、次期の評価周期を念頭に今後検討していくことが必要と思われる。

※ 法科大学院評価基準要綱は機構ウェブサイトに掲載している。なお、新旧対照表については、参考資料7を参照のこと。

(2) 評価担当者に対する研修について

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施しているが、その内容について検証を行った。

①研修について

評価担当者に対するアンケート調査において、「研修の内容は役立った」（評3-③）か質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」17%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が4%、「そう思わない」が4%であった。評価担当者の9割以上が肯定的な回答をしており、研修が有効であったと高く評価されていることがわかる。

研修の内容についてみると、「研修の説明内容は理解しやすかった」（評3-②）かについては、肯定的な回答が88%（「強くそう思う」21%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が4%、「研修の配付資料は理解しやすかった」（評3-①）かについては、肯定的な回答が79%（「強くそう思う」8%、「そう思う」71%）、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が4%であった。説明内容については約9割、配付資料については約8割が肯定的な回答をしており、それぞれ高く評価されていることがわかる。

また、「書面調査のシミュレーションは役立った」（評3-④）かについては、肯定的な回答が58%（「強くそう思う」21%、「そう思う」37%）、「どちらとも言えない」が42%であり、評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

次に、研修時間について、平成18年度の研修は1日間（約5時間）の開催としたが、「研修に費やした時間の長さは適当であった」（評3-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」13%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が33%、「全くそう思わない」が4%であった。評価担当者の6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

②評価と課題

評価担当者に対する研修については、説明内容や配付資料が理解しやすく、書面調査などに役立ったとする回答が多く、評価担当者の初任者からは肯定的な意見が多く寄せられた。一方で、評価経験の差を踏まえて研修内容を分けて欲しい等の意見もあり、今後、検討することが望まれる。

また、研修の時間については、肯定的な回答が6割にとどまり、自由記述においても実施方法の工夫に関する意見も見られることから、今後、検討していく必要がある。

(3) 自己評価書について

評価に当たり対象校が作成した自己評価書が、機構の定める評価基準及び解釈指針に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

①自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた」(機関2-(1)-①)か質問したところ、肯定的な回答が85%（「強くそう思う」23%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が15%であった。対象校の8割以上が肯定的な回答をしており、適切に自己評価ができたと認識していることがわかる。

また、「貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた」(機関2-(1)-④)かについては、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」8%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が38%、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」(機関2-(1)-⑤)かについては、「そう思う」が62%、「どちらとも言えない」が38%であった。いずれについても肯定的な回答が6割あるものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「法科大学院の自己評価書は理解しやすかった」(評2-(1)-①)か質問したところ、「そう思う」が43%、「どちらとも言えない」が38%、「そう思わない」が19%、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた」(評2-(1)-②)かについては、「そう思う」が35%、「どちらとも言えない」が50%、「そう思わない」が15%であった。肯定的な回答がそれぞれ約4割にとどまり、否定的な回答も一定数あることから、対象校が適切かつわかりやすく自己評価をできたと考えているほどには評価担当者は評価していないことがわかる。

次に、対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった」(機関2-(1)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」15%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」、「そう思わない」がそれぞれ8%であり、対象校の8割以上が肯定的な回答をしており、文字数制限が適切であったと評価されていることがわかる。

②自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」(機関2-(1)-②)か質問したとこ

ろ、肯定的な回答が 39%（「強くそう思う」 8%、「そう思う」 31%）、「どちらとも言えない」が 53%、「そう思わない」が 8%であった。肯定的な回答が約 4 割程度にとどまっていることから、蓄積していた資料での対応に困難を感じた対象校が少なくなかったことがわかる。

また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」（機関 2-（1）-③）かについては、肯定的な回答が 39%（「強くそう思う」 8%、「そう思う」 31%）、「どちらとも言えない」が 31%、否定的な回答が 30%（「そう思わない」 22%、「強くそう思わない」 8%）と、迷ったとする回答が約 4 割となっており、一定数の対象校が用意すべき資料に迷ったことがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」（評 2-（1）-③）か質問したところ、「そう思う」が 31%、「どちらとも言えない」が 54%、「そう思わない」が 15%であった。評価担当者における肯定的な回答が 3 割にとどまっており、必ずしも必要な根拠資料が引用・添付されていたとは評価されていないことがわかる。

③評価と課題

評価基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価がなされ、自己評価書がわかりやすいものとなったかについては、対象校は概ね肯定していることがわかるが、評価担当者は対象校ほど評価していない。

自由記述において、評価担当者からは、対象校により自己評価書の出来に差異があるとの意見も見られた。

自己評価書の添付資料については、対象校においては、蓄積していた資料での対応では困難とするもの、どのようなものを用意すべきか迷ったとするものがいずれも 4 割程度あることから、自己評価書作成の段階で苦慮した対象校が少なくないことがわかる。

評価担当者からも、必要な根拠資料が引用・添付されていないとする意見が見られた。

また、対象校、評価担当者の双方から、評価の対象となる「時点」が明確ではないとの指摘があった。

このような課題は、今後、対象校が評価の経験の積み重ねることにより、徐々に解消される面もあると思われるが、機構としても、研修会や説明会を通じて、自己評価実施要綱に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に当たっての留意点について説明を充実するなど、さらにきめ細かな対応が求められていると考えられる。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

機構が実施する認証評価の趣旨・目的、実施方法等について理解を図るために実施する説明会や、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者等を対象に、認証評価の仕組み、評価方法及び自己評価書の作成方法等について一層の理解を深めてもらうために実施する研修会について、その有効性等の検証を行った。

①認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

対象校に対するアンケート調査において、認証評価説明会に関して、「説明会の内容は役立った」(機関4-③)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」8%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が17%、「全くそう思わない」が8%であった。対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、説明会が概ね有効であったことがわかる。

また、説明会及び配付資料について、「説明会の内容は理解しやすかった」(機関4-②)かについては、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」8%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が17%、「説明会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-①)かについては、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」8%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が25%であった。説明会の内容については、対象校の8割、説明会の配付資料については、対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、説明会の内容及び配付資料は理解しやすかったと概ね評価されていることがわかる。

次に、自己評価担当者等に対する研修会に関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」(機関4-⑦)か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」8%、「そう思う」59%）、「どちらとも言えない」が25%、「全くそう思わない」が8%であった。対象校の約7割が肯定的な回答をしており、研修会が概ね有効であったことがわかる。

また、研修会の内容及び配付資料について、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」(機関4-⑥)かについては、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」8%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が25%、「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」(機関4-⑧)かについては、肯定的な回答が85%（「強くそう思う」23%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が15%であった。研修会の内容については対象校の7割以上、配付冊子については対象校の8割が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

一方、「自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-⑤)かについては、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」8%、「そう思う」59%）、「どちらとも言えない」が33%であった。対象校の約7割が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

②評価と課題

認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会の内容については、対象校から、概ね理解しやすく役立ったとの評価がなされた。

自由記述においては、研修会について、実際の事例紹介などによる具体的説明が好評であった一方で、説明会の開催場所の複数化を望む意見なども見られた。

また、資料については、説明会、研修会の配付資料及び自己評価実施要項等の冊子について、理解しやすいと概ね評価されている。

なお、認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会は、これまで、評価基準を中心とした内容としていたが、平成 19 年度においては、対象校からの要望等を踏まえ、予備評価において改善を要する点として指摘した事項等、具体的な事例に重点を置いた説明内容とすることとした。

(5) 書面調査・訪問調査について

対象校から提出された自己評価書等に基づき、評価担当者が対象校の状況を分析する書面調査について、分析の方法、分析状況の対象校への伝達内容等が適切であったかについて検証した。また、書面調査の後、対象校を訪問して書面調査では確認できない事項等を中心に調査する訪問調査について、その内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

①書面調査による分析について

評価部会による書面調査の分析結果について事実誤認がないかを確認するため、訪問調査前にその分析状況を「書面調査による分析状況」という名称の文書により当該対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった」(機関2-(2)-①)か質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」23%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が8%であった。対象校の9割が肯定的に回答しており、書面調査の分析結果について高く評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」(評2-(1)-④)か質問したところ、「そう思う」が24%、「どちらとも言えない」が48%、「そう思わない」が28%であった。肯定的な回答が2割にとどまり、否定的な回答も3割程度あることから、参考となる情報は必ずしも必要でないと認識されていることがわかる。

また、書面調査の分析内容を記入するために「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」(評2-(1)-⑤)か質問したところ、肯定的な回答が54%（「強くそう思う」8%、「そう思う」46%）、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が15%であった。評価担当者の5割以上が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

②訪問調査時の確認事項について

訪問調査に先立ち、あらかじめ訪問調査の際に確認したい事項を「訪問調査時の確認事項」という名称の文書により対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった」(機関2-(2)-②)か質問したところ、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」15%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が15%であった。対象校の約8割が肯定的に回答しており、訪問調査時の確認事項の内容について概ね評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった」（評2-（2）-①）か質問したところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」15%、「そう思う」66%）、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が4%であった。評価担当者の8割が肯定的に回答しており、対象校からの回答内容についても評価されていることがわかる。

③訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった」（機関2-（2）-③）か質問したところ、肯定的な回答が85%（「強くそう思う」23%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が15%であった。

また、「訪問調査の実施内容（大学関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談）は適切であった」（機関2-（2）-④）かについては、肯定的な回答が85%（「強くそう思う」23%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が15%であった。いずれについても対象校の8割以上が肯定的に回答しており、訪問調査の実施内容について評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関2-（2）-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」24%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が38%であった。対象校の6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった」（評2-（2）-③）か質問したところ、肯定的な回答が80%（「強くそう思う」27%、「そう思う」53%）、「どちらとも言えない」が12%、「そう思わない」が8%であった。また、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」（評2-（2）-②）かについては、肯定的な回答が88%（「強くそう思う」27%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が4%であった。訪問調査の実施内容については評価担当者の8割、不明点の確認では約9割が肯定的に回答しており、高く評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査では、対象校と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（評2-（2）-④）かについては、肯定的な回答が58%（「強くそう思う」15%、「そう思う」43%）、「どちらとも言えない」が38%、「そう思わない」

が4%であった。評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

④訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」（機関2-（2）-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」23%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が8%であった。対象校の8割が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成について評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う」（機関2-（2）-⑦）か質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」31%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が8%であった。対象校の9割以上が肯定的に回答しており、評価担当者の質について高く評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」（評2-（2）-⑤）か質問したところ、肯定的な回答が80%（「強くそう思う」27%、「そう思う」53%）、「どちらとも言えない」が12%、「そう思わない」が8%であった。評価担当者の8割が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成について評価されていることがわかる。

⑤評価と課題

書面調査に関し、評価担当者において、参考となる情報（客観的データ等）が必要であったとした者は2割強にとどまり、自己評価書及び添付資料で十分であると考えられていることがわかる。

機構が示した書面調査票等の様式については、約半数が記入しやすかったとしたものの、電子ファイルの取扱等の「ファイル送受信システム」に対するとまどいや分析に際しての効率化・合理化を望む意見も見られた。

なお、書面調査の後、当該対象校に対して送付される「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」の内容については、対象校から妥当とされている。

訪問調査の実施内容については、対象校、評価担当者ともに妥当であったとしているが、「教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができたか」という点については、対象校及び評価者ともに、肯定的な回答が6割程度にとどまっている。

自由記述では、対象校からは、機構の事務担当者に伝えた情報が適切に評価担当者へ伝わるようにするなど、円滑な連絡調整を望む意見が見られた。一方、評価担当者

からは、面接内容、方法や訪問調査の日程の長短などについて賛否双方の意見があったが、訪問調査の必要性についてはほぼ肯定的であった。なお、対象校、評価担当者の双方から寄せられた意見として、入学試験などの学事日程への配慮、授業見学時の学生への配慮を求めるものが見られた。

平成19年度においては、対象校との共通理解をより一層図るため、訪問調査の初日のみ行っていた対象校関係者（責任者）との面談を、初日及び最終日（調査結果の説明等を行う前）の2回行うこととした。

(6) 評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

① 評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関5-⑨）か質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」23%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が8%であった。評価報告書の内容全体としては、適切なものとして高く評価されていることがわかる。

次に、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関5-①）か質問したところ、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」23%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が15%、「全くそう思わない」が8%、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった」（機関5-②）かについては、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」23%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が15%、「全くそう思わない」が8%であった。いずれも対象校の約8割が肯定的に回答しており、評価の目的に照らして役立ったと概ね評価されていることがわかる。

一方、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他の関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった」（機関5-③）か質問したところ、肯定的な回答が46%（「強くそう思う」15%、「そう思う」31%）、「どちらとも言えない」が46%、「全くそう思わない」が8%であり、肯定的な回答は対象校の4割程度にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた」（機関5-⑦）か質問したところ、肯定的な回答が61%（「強くそう思う」23%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が31%、「全くそう思わない」が8%であった。肯定的な回答が6割程度あったものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

次に、「評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった」（機関5-④）か質問したところ、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」23%、「そう思う」46%）、「どちらとも言えない」が31%、「評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった」（機関5-⑤）かについては、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」23%、「そう思う」46%）、「どちらとも言えない」が31%であった。対象校の目的及び実態ともに約7割がこれに即し、適切であったと回答しており、概ね評価されて

いることがわかる。

また、「評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」（機関5-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」24%、「そう思う」38%）、「どちらとも言えない」が38%であった。対象校の6割が肯定的に回答しており、評価報告書の内容が対象校の規模等を考慮しているとの見方が多数であったものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

さらに、評価報告書の記述について、「評価報告書の構成や内容は分かりやすいものであった」（機関5-⑧）か質問したところ、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」31%、「そう思う」46%）、「どちらとも言えない」が23%であった。対象校の約8割が肯定的に回答しており、評価報告書の記述については概ね評価を得ていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」（評2-（3）-①）か質問したところ、肯定的な回答が88%（「強くそう思う」15%、「そう思う」73%）、「どちらとも言えない」が12%であった。評価担当者の約9割が肯定的に回答しており、書面調査・訪問調査の内容の評価報告書への反映について高く評価されていることがわかる。

次に、「第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」（評2-（3）-②）か質問したところ、肯定的な回答が81%（「強くそう思う」15%、「そう思う」66%）、「どちらとも言えない」が15%、「そう思わない」が4%、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった」（評2-（3）-④）かについては、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」31%、「そう思う」53%）、「どちらとも言えない」が12%、「そう思わない」が4%であった。基準ごとの判断及び優れた点、改善点の記述ともに評価担当者の8割が肯定的に回答しており、それぞれ評価されていることがわかる。

また、「評価結果全体としての分量は適切であった」（評2-（3）-③）か質問したところ、肯定的な回答が61%（「強くそう思う」8%、「そう思う」53%）、「どちらとも言えない」が27%、「そう思わない」が12%であった。評価担当者の6割が肯定的に回答しており、分量は適切であるとする評価担当者が多数であるものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

②意見の申立てについて

意見の申立てを行ったか否かに関わらず、すべての対象校に対し、意見の申立ての実施方法等について質問を行った。（今回の予備評価を実施した13校のうち、意

見の申立てを行ったのは3校)

まず、「意見の申立ての一連の実施方法は適切であった」(機関2-(3)-①)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった」(機関2-(3)-②)かについては、肯定的な回答が60%（「強くそう思う」30%、「そう思う」30%）、「どちらとも言えない」が40%であった。意見の申立ての実施方法については、対象校の7割以上、意見の申立ての内容及びその対応の評価報告書への記載については、対象校の6割が肯定的に回答しており、それぞれ概ね評価されていることがわかる。

次に、「意見の申立てに対する機構の対応は適切であった」(機関2-(3)-③)か質問したところ、肯定的な回答が37%（「強くそう思う」12%、「そう思う」25%）、「どちらとも言えない」が63%であった。意見の申立てに対する機構の対応については、肯定的な回答が約4割にとどまり、どちらとも言えないとする回答が6割を占めている。

なお、対象校のうち、意見の申立てを行った3校では、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校であった。

③評価と課題

評価報告書の内容について、対象校からは、総じて適切であり、それぞれの教育活動等の質の保証をするために十分なものであるとともに、各対象校の目的、実態に即して適切であるとの評価を得ており、評価報告書の記述についても概ね分かりやすいとの評価を得た。

しかしながら、各法科大学院の教育活動等への社会の理解と支持という目的に対しての効果や、教育活動等の新たな視点を得るものとなったかについては、必ずしも十分な効果が現れていない。前者については、法科大学院認証評価が、結果を公表しない予備評価段階であることも一因と思われるが、本評価に向けて、評価報告書の内容が理解され、支持が得られるような工夫について、評価の公表方法等を含め、検討していくことが望まれる。

また、評価報告書の内容が対象校の規模を考慮したものであったかということについても肯定的な回答が6割強にとどまったことから、この点について引き続き配慮する必要があることがわかる。

次に、意見申立てについての妥当性については、対象校の7割以上から肯定的な回答を得ており、概ね評価されている。なお、「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載すること及び意見の申立てに対する機構の対応について肯定的な回答の割合が低い理由としては、意見の申立てを行った対象校が少数であったことが考えられる。

一方、評価担当者からは、評価報告書の内容について、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されたと評価されており、評価報告書の構成、結果の表し方についても妥当であるとの回答であった。

しかしながら、評価結果全体としての分量については、肯定的な意見が6割強にとどまり、自由記述においても、必要性を感じるものが多いという意見が見られた。

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたことが、対象校にとってどのような効果・影響を与えたかについて検証を行った。

①自己評価を行ったことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果や影響について質問したところ、「教育研究活動等について全般的に把握することができた」(機関6-(1)-①) については、肯定的な回答が84% (「強くそう思う」46%、「そう思う」38%)、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が8%、「教育研究活動等の今後の課題を把握することができた」(機関6-(1)-②) については、肯定的な回答が92% (「強くそう思う」46%、「そう思う」46%)、「全くそう思わない」が8%であった。活動の把握については対象校の8割以上、課題の把握では対象校の9割が肯定的に回答しており、それぞれ高く評価していることがわかる。

次に、教職員の意識への効果・影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-③) か質問したところ、肯定的な回答が62% (「強くそう思う」8%、「そう思う」54%)、「どちらとも言えない」が30%、「全くそう思わない」が8%、「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-④) については、肯定的な回答が53% (「強くそう思う」15%、「そう思う」38%)、「どちらとも言えない」が31%、否定的な回答が16% (「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%)、「各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した」(機関6-(1)-⑤) については、肯定的な回答が38% (「強くそう思う」8%、「そう思う」30%)、「どちらとも言えない」が46%、否定的な回答が16% (「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%) であった。肯定的な回答は、自己評価の重要性の浸透については6割、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透については5割、各教員の教育への取組の意識向上については約4割にとどまっており、教職員の意識への効果や影響があったとするまでは至っていない。

さらに、「学校全体のマネジメントの改善を促進した」(機関6-(1)-⑥) か質問したところ、肯定的な回答が38% (「強くそう思う」15%、「そう思う」23%)、「どちらとも言えない」が46%、否定的な回答が16% (「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%)、「貴校の教育研究活動等の改善を促進した」(機関6-(1)-⑦) については、肯定的な回答が84% (「強くそう思う」23%、「そう思う」61%)、「どちらとも言えない」が8%、「全くそう思わない」が8%であった。教育活動等の改善促進については対象校の8割以上が肯定的な回答をしており、評価されているが、

対象校のマネジメントの改善促進については、法科大学院に限定した評価であることから、肯定的な回答は約4割にとどまっている。

また、「貴校の個性的な取組を促進した」（機関6-（1）-⑧）かについては、肯定的な回答が38%（「強くそう思う」8%、「そう思う」30%）、「どちらとも言えない」が54%、「全くそう思わない」が8%であり、肯定的な回答は約4割にとどまっている。

②評価結果を受けたことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、評価結果を受けて今後どのような効果・影響があるかについて質問したところ、「教育研究活動等について全般的に把握することができる」（機関6-（2）-①）かについては、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」31%、「そう思う」46%）、「どちらとも言えない」が15%、「全くそう思わない」が8%、「教育研究活動等の今後の課題を把握することができる」（機関6-（2）-②）かについては、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」31%、「そう思う」61%）、「全くそう思わない」が8%であった。全般的な把握については約8割、今後の課題の把握については9割の対象校が肯定的な回答をしており、高く評価されていることがわかる。

次に、教職員の意識への効果、影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-③）か質問したところ、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」8%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が30%、「全くそう思わない」が8%、「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-④）かについては、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」15%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が23%、「全くそう思わない」が8%、「各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する」（機関6-（2）-⑤）かについては、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」8%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が30%、「全くそう思わない」が8%であった。教育活動等の組織的運営の重要性の教職員への浸透については対象校の約7割が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。一方、自己評価の重要性の浸透及び各教員の教育研究への取組の意識向上についてはそれぞれ6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「教職員に評価報告書の内容が浸透する」（機関6-（2）-⑨）か質問したところ、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」8%、「そう思う」76%）、「どちらとも言えない」が8%、「全くそう思わない」が8%であった。対象校の8割が肯定的に回答しており、評価結果の教職員への浸透については評価されていることがわかる。

さらに、「学校全体のマネジメントの改善を促進する」(機関6-(2)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が46%（「強くそう思う」15%、「そう思う」31%）、「どちらとも言えない」が38%、否定的な回答が16%（「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%）、「貴校の教育研究活動等の改善を促進する」(機関6-(2)-⑦)かについては、肯定的な回答が69%（「強くそう思う」15%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が23%、「全くそう思わない」が8%であった。教育活動等の改善促進については対象校の約7割が肯定的な回答をしているものの、対象校のマネジメントの改善促進については、法科大学院に限定した評価であることから、肯定的な回答は4割程度にとどまっている。

また、「貴校の個性的な取組を促進する」(機関6-(2)-⑧)かについては、肯定的な回答が38%（「強くそう思う」8%、「そう思う」30%）、「どちらとも言えない」が54%、「全くそう思わない」が8%であり、肯定的な回答が約4割にとどまっている。

続いて、「貴校の教育研究活動等の質が保証される」(機関6-(2)-⑩)かについては、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」8%、「そう思う」69%）、「どちらとも言えない」が15%、「全くそう思わない」が8%であった。対象校の約8割が肯定的に回答しており、評価結果による質の保証については概ね評価されていることがわかる。

次に、「学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑪)か質問したところ、「そう思う」が38%、「どちらとも言えない」が54%、「全くそう思わない」が8%、「広く社会の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑫)かについては、「そう思う」が46%、「どちらとも言えない」が38%、否定的な回答が16%（「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%）であった。いずれについても肯定的な回答が5割未満にとどまっており、否定的又はどちらとも言えないとする回答が5割以上を占めた。

なお、「他大学の評価報告書から優れた取組を参考にする」(機関6-(2)-⑬)かについては、肯定的な回答が53%（「強くそう思う」31%、「そう思う」22%）、「どちらとも言えない」が31%、否定的な回答が16%（「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%）であった。肯定的な回答が5割程度となっているが、平成17・18年度においては、予備評価段階のため評価結果は公表していないことも影響していると思われるため、その妥当性については、今後の判断を待つこととなる。

③評価結果の活用について

機構の評価を受けたことを契機に、実施を予定している（または実施済みの）変

更・改善の取組として、対象校から次の事例が挙げられた。なお、文末【 】内の数字は、変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度を示す。

【5：非常に参考になった～3：参考となった～1：あまり参考とらなかった】

（第2章）「教育内容」

- ・ 機構の評価報告書を受け、法律基本科目の分類につき、再検討を行っている。【5】
- ・ カリキュラムの再検討を行い、平成19年度から新しいカリキュラムを実施することとなった。【5】
- ・ 評価報告書で指摘を受けた授業科目について、カリキュラム改正により、2007年度からは教育内容を先端的な内容に徹底して展開・先端科目に配置することとした。また実質的に法律基本科目で取り扱うべき内容については、法律基本科目において、それぞれ取り上げる内容を講義概要及び講義計画に明示した上で学修させることとした。これにより、法律基本科目で基礎を学修し、展開・先端科目で先端的な内容を学修するという区分が明確になったと思われる。【5】
- ・ 未修者コース1年次向けの「オフィスアワー」の在りかたについて検討し、補講と誤解を受けないような措置を講じた。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、展開・先端科目の必修単位数、修了要件単位数を修正した。【5】

（第3章）「教育方法」

- ・ 機構の評価報告書を受け、労働法科目を法科大学院単独開講の科目に変更した。【5】
- ・ 評価報告書で指摘を受けた「集中講義の試験実施時期」について、授業終了後、試験までの時間を十分確保するために、2007年度より、9月下旬に集中講義の試験実施期間を別途設定することとした。【5】
- ・ 機構の評価に応じ、最終年次における履修登録単位数の上限を40単位とした。【3】

（第4章）「成績評価及び修了認定」

- ・ 評価報告書で指摘を受けた「成績評価における各ランクの分布の在り方についての方針」について、学生への明示をより一層明確にするために、2007年度より、法科大学院パンフレットだけでなく、学生便覧にも明示することとした。【5】
- ・ 進級制の導入。【5】

- ・ 修了要件単位数の改善。【5】
- ・ 基礎法学・隣接科目の一部の授業科目が展開・先端科目に区分整理されたため、これらの科目を単位修得した学生に対して、更に基礎法学・隣接科目から4単位以上を修得するよう、履修ガイダンスで周知した。【5】
- ・ 入学前の既修得単位を認定する方法について、学生に対してわかりやすく明示した。【5】

(第5章)「教育内容等の改善措置」

- ・ 評価事業全般を通じて、FDがまだ不足していると考えたため、授業評価アンケートの分析・授業への反映の具体的検討などといった事項から、FDを強化していく予定である。【5】

(第6章)「入学者選抜等」

- ・ 機構の評価報告書を受け、入試において課す法律科目を7科目に増やす予定である。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、適切な評価方法を平成20年度入試より実施する予定である。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、入学者選抜で旧司法試験短答式試験の合格実績を考慮要素から外した。【5】

(第8章)「教育組織」

- ・ 機構の評価報告書を受け、実務家教員の専門分野の開示、および、各教員の履歴・業績等の開示をホームページ上でもれなく行うように準備している。【5】
- ・ 評価報告書で指摘を受けた「兼任教員」に関する資料の公表について、2007年度より自己点検・評価報告書においてその概要を公表する方向で検討中である。【5】
- ・ 年間30単位を超える授業を担当することがないように、専任教員に対して教授会で周知した。【4】
- ・ 機構の評価報告書を受け、負担過重の教員の負担を軽減した。【4】

(第9章)「管理運営等」

- ・ 機構の評価報告書を受け、自己点検及び評価を行い、外部評価を受ける予定である。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、自己点検及び評価を行い、公表する予定である。【5 (2校)、4 (1校)】

- ・平成19年度に受ける本評価のための自己評価書については、公表する予定である。【4】
- ・自己点検及び評価のための体制の整備を図った。【4】

(第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・機構の評価報告書を受け、図書・資料の充実策を講じることにした。【4】

④評価と課題

対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことがわかる。一方、教職員の意識への効果・影響については、全構成員への影響があったとするまでは至っていない状況であり、個性的な取組への活用についても今後の課題といえる。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響についても、多くの対象校において、教育活動等の状況や課程の把握に役立ち、教育活動の改善の促進につながる、教育活動等の質が保証されるなどの効果・影響があったことがわかる。また、教職員の意識への効果・影響については、対象校の約6割が肯定的に回答しており、一定の効果・影響があったといえる。

しかしながら、学生（今後入学する学生を含む）及び社会の理解と支持への効果・影響については、肯定的な回答をした対象校が5割未満であった。法科大学院認証評価が、結果を公表しない予備評価段階であることも一因と思われるが、本評価の実施に向けて、認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていくことなどを検討していくことが必要である。

評価結果の活用については、対象校から多くの改善取組事例が挙げられていることから、対象校が評価を手段として捉え、それに対応して教育活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。

(8) 評価の作業量・スケジュール等について

今回の評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

① 評価担当者から見た作業量・スケジュール等

・ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」(評4-(1)-①)、「訪問調査への参加」(評4-(1)-②)、「評価結果の作成」(評4-(1)-④)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の書面調査」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が96%（「とても大きい」64%、「大きい」32%）、「適当」が4%であった。また、作業期間は、7月からの約1ヶ月間を設定しているが、これについて「長い」とする回答が54%（「とても長い」29%、「長い」25%）、「適当」が25%、「短い」が21%であり、5割以上の評価担当者が「長い」としている。

次に、「訪問調査への参加」では、作業量については、「大きい」とする回答が24%（「とても大きい」8%、「大きい」16%）、「適当」が76%であり、7割以上の評価担当者が「適当」であるとしている。また、作業期間については、1校あたり延べ2日間の日程としているが、「長い」とする回答が21%（「とても長い」8%、「長い」13%）、「適当」が79%であり、約8割の評価担当者が「適当」であるとしている。

さらに、「評価結果の作成」では、作業量については、「大きい」とする回答が28%（「とても大きい」8%、「大きい」20%）、「適当」が68%、「小さい」が4%であり、「適当」とする評価担当者が約7割となった。また、作業期間については、12月からの約2ヶ月を設定しているが、「長い」が17%、「適当」が79%、「短い」が4%であり、「適当」が約8割となった。

・ 評価に費やした労力

評価担当者に対するアンケート調査において、評価に費やした労力が「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「法科大学院の質の保証という目的に見合うものであった」(評4-(2)-①)かについては、肯定的な回答が61%（「強くそう思う」4%、「そう思う」57%）、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が8%、「法科大学院の改善を進めるという目的に見合うものであった」(評4-(2)-②)かについては、肯定的な回答が61%（「強くそう思う」4%、「そう思う」57%）、「どちらとも言えない」が35%、「そう思わない」が4%、「法科大学院の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を

得るという目的に見合うものであった」(評4-(2)-③) については、「思う」が54%、「どちらとも言えない」が42%、「そう思わない」が4%であった。いずれについても肯定的回答が5割以上あるものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られた。

②対象校から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の作成」(機関3-(1)-①)、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」(機関3-(1)-②)、「訪問調査のための事前準備」(機関3-(1)-③)、「訪問調査当日の対応」(機関3-(1)-④)、「意見の申立て」(機関3-(1)-⑤)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の作成」に関して、作業量については、全ての対象校が「大きい」とする回答(「とても大きい」77%、「大きい」23%)であった。また、作業期間は、「長い」とする回答が23%(「とても長い」8%、「長い」15%)、「適当」が54%、「短い」が23%であり、「適当」が5割以上を占めた。

次に、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が46%(「とても大きい」15%、「大きい」31%)、「適当」が54%であり、「適当」が5割以上を占めた。また、作業期間は、「確認事項」の送付から回答まで3～4週間程度の期間を設けているが、これについて、「長い」が8%、「適当」が76%、「短い」とする回答が16%(「短い」8%、「とても短い」8%)であり、7割以上の対象校が「適当」であるとした。

続いて、「訪問調査のための事前準備」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が46%(「とても大きい」15%、「大きい」31%)、「適当」が54%となり、5割以上が「適当」であるとした。また、作業期間は、1ヶ月程度の期間を設けているが、これに関して、「長い」が8%、「適当」が69%、「短い」が23%であり、対象校の約7割が「適当」であるとした。

次に、「訪問調査当日の対応」に関して、作業量については、「大きい」が23%、「適当」が77%であり、7割以上の対象校が「適当」であるとした。また、作業期間については、「大きい」が8%、「適当」が92%となり、9割の対象校が「適当」であるとしている。

さらに、「意見の申立て」に関して、作業量については、「適当」が85%、「小さい」が15%となり、対象校の8割以上が「適当」であるとした。また、作業期間は、全ての対象校が「適当」であるとした。

・評価作業に費やした労力

対象校に対するアンケート調査において、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして見合うものであったか質問したところ、「貴校の質の保証という目的に見合うものであった」（機関3-(2)-①）か、「貴校の改善を進めるといふ目的に見合うものであった」（機関3-(2)-②）かについては、いずれの質問も肯定的な回答が61%（「強く思う」15%、「そう思う」46%）、「どちらとも言えない」が31%、「そう思わない」が8%であった。いずれについても対象校の6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、「貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るといふ目的に見合うものであった」（機関3-(2)-③）かについては、肯定的な回答が31%（「強く思う」8%、「そう思う」23%）、「どちらとも言えない」が53%、否定的な回答が16%（「そう思わない」8%、「強くそう思わない」8%）であった。肯定的な回答が3割にとどまり、どちらとも言えないとする回答が5割を占めた。

・評価のスケジュール

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の提出時期は妥当であった」（機関3-(3)-①）か質問したところ、「妥当である」が92%、「妥当でない」が8%との回答であり、9割の対象校が妥当であると考えていることがわかる。

また、「訪問調査の実施時期は妥当であった」（機関3-(3)-②）かについては、「妥当である」が69%、「妥当でない」が31%であり、約7割の対象校が訪問調査の実施時期は妥当であるとしていることがわかる。

③評価と課題

・評価担当者から見た作業量、スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の書面調査については、ほとんど全ての評価担当者が作業量が大いとしており、作業期間については長いとする回答が5割を占めた。自由記述においても、作業負担と書面調査の提出期限についての改善を求める意見が複数あったことから、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

また、訪問調査の参加については、作業量、期間ともに7割以上の評価担当者が適当であるとしている。

評価に費やした労力が評価に見合うものであったかについては、「質の保証」、「改善の促進」、「社会の理解と支持」の3つの目的に照らして、5割以上の評価担当者が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一

定数見られた。

・対象校から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の作成については、全ての対象校が作業量が多いとしているものの、作業期間については、5割以上が適当であると考えている。

訪問調査に関しては、「訪問調査時の確認事項」の対応については、作業期間については7割以上が適当であるとしたが、作業量については、適当であるとの回答は5割程度にとどまった。また、訪問調査の事前準備については、作業量については半数以上、作業期間については約7割が適当であるとし、訪問調査当日の対応については、作業量については7割以上、作業期間については9割以上が適当であるとの回答であった。

自由記述では、初めての取組であることから作業量が多いとする意見が複数見られたが、経験の蓄積等により改善されることが期待できるとする意見もあり、経験の蓄積を説明会や研修会の場を通じて伝えることが重要であると考えられる。

評価に費やした労力が評価に見合うものであったかについては、「質の保証」、「改善の促進」、「社会の理解と支持」の3つの目的に照らして、「質の保証」、「改善の促進」については、6割の対象校が労力は目的に見合うものであるとしているが、「社会の理解と支持」については、5割以上がどちらとも言えないとしている。これは、法科大学院認証評価が、結果を公表しない予備評価段階であることも一因と思われるが、社会の理解と支持を得るという目的に関しては、本評価に向けて留意する必要があると考えられる。

評価のスケジュールに関しては、自己評価書の提出時期については、9割の対象校が妥当であるとした。訪問調査の時期については、約7割の対象校が妥当であるとしたが、自由記述において、入学試験時期などの学事日程との関係に配慮を求める意見も見られた。

(9) 評価についての全般的な意見・感想

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想

対象校から寄せられた意見・感想においては、認証評価機関として機構を選択した理由について、「客観的で正確な評価を得られ、他の法科大学院との十分な比較もできると思われること」、「法科大学院設置の理念に忠実であると同時に、各法科大学院の現状を踏まえたものであること」などが挙げられた。

機構の評価を受けた感想としては、「厳密かつ丁寧であった」、「分析は丁寧であり明確な基準に基づくものであった」などとして、期待どおりであったとする感想が多く寄せられた。

また、「優れた取組や個性的な取組などを事例集としてまとめて公表して欲しい」、「本評価では、自己評価書の分析で判明した改善すべき点について訪問調査前に指摘し、改善のための猶予期間を設けて欲しい」などの意見も寄せられた。

・評価担当者からの意見・感想

評価担当者から寄せられた意見・感想においては、「今後の法科大学院のあるべき姿を考えるのに有用な経験であった」、「将来の司法を担う法曹養成の重要性を改めて認識した」、「これまで経験した評価の中で、自らの所属機関への還元という点では最も有意義であった」など、評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が複数寄せられた。

この他、今後の機構の評価に関して、「評価担当者、対象校双方の負担を軽減する工夫を常に図るべき」、「各ロースクールの個性を尊重する柔軟な対応が望まれる」、「優れた法曹養成教育の推進を支援するような評価であって欲しい」、「ピア・レビューの長所・短所を自覚的に検証し、社会から信頼される評価として確立されることを希望する」などの意見・感想も寄せられた。

3. 総括

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な9つの事項、すなわち、「(1) 評価基準及び解釈指針について」「(2) 評価担当者に対する研修について」「(3) 自己評価書について」「(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について」「(5) 書面調査・訪問調査について」「(6) 評価結果(評価報告書)について」「(7) 評価を受けたことによる効果・影響について」「(8) 評価の作業量・スケジュール等について」「(9) 評価についての全般的な意見・感想」について、整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

(1) 評価基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」「社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)からの理解と支持」という評価の目的に照らして適切であると評価され、教育活動を中心に設定していることについても、適切であると評価されている。

また、具体的評価基準及び解釈指針については、対象校及び評価担当者双方から、評価基準間に内容の重複があるとする回答が一定数見られたことや、評価しにくいものがあるとする回答が5割以上あったことから、今後も説明会、研修会等で詳細かつ明快に説明していくとともに、次期の評価周期を念頭に、評価基準及び解釈指針の表現の適切性について引き続き検討していくことが必要である。

(2) 評価担当者に対する研修については、研修の内容については、配付資料や説明内容が理解しやすく、書面調査に役立ったとの回答が多数であり、適切であったと考えられる。また、研修時間の設定については、概ね適切であると評価されているが、評価経験の差を踏まえた研修内容の工夫など、引き続き研修内容の充実を図っていく必要がある。

(3) 自己評価書については、自己評価書の記述の適切性、わかりやすさ等について、対象校と評価担当者間で認識の差があることがわかった。

また、自己評価書の添付資料については、資料の収集、選択に困難を感じる対象校が少なくなかった。一方、評価担当者からは、不備・不足があったとする指摘や提示方法の改善を求める意見があった。これに対しては、対象校が評価の経験を積むにつれて徐々に解消されることを期待しつつ、引き続き、自己評価実施要綱に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に当たっての留意点について説明を充実させることが必要である。

なお、自己評価書の文字数制限については、十分な量であったと評価されている。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会については、それぞれの内容は、理解しやすく役立ったとの評価がなされている。また、資料については、説明会の配付資料、自己評価実施要項等の冊子及び研修会の配付資料ともに理解しやすく役立ったとの評価がされているが、(3)を踏まえ、自己評価実施要綱に基づき、自己評価書の記述方法、添付資料等について、対象校のより一層の理解を深めることが必要である。

(5) 書面調査、訪問調査については、対象校からはいずれについても肯定的に評価されており、評価担当者からも評価されている。ただし、書面調査票の様式については評価担当者の評価が低めであり、これは自由記述でも意見が出ている平成18年度から導入したファイル送受信システムによるものと考えられる。今後、操作性の改善や、説明の充実を図ることが必要と思われる。

なお、訪問調査に関し、教育活動の状況に関する共通理解を得ることについて、より効果的なものとするため、平成19年度からは対象校関係者（責任者）との面談を2回行うこととした。

(6) 評価結果（評価報告書）については、対象校から、内容は総じて適切であり、それぞれの教育活動等の質の保証をするために十分なものであるとともに、各対象校の目的、実態に即して適切であると評価され、その記述についても概ね分かりやすいとの評価を得た。

しかしながら、各法科大学院の教育活動等への社会の理解と支持という目的に対しての効果については、必ずしも十分な効果が現れていない。これについては、法科大学院認証評価が、結果を公表しない予備評価段階であることも一因であるが、本評価に向けて、評価報告書の内容が理解され、支持が得られるような工夫について、評価の公表方法等を含め、検討していくことが望まれる。

一方、評価担当者からは、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されていると評価されており、評価報告書の構成、結果の表し方についても適切であるとされている。

(7) 評価を受けたことによる効果・影響については、自己評価を行ったことにより、対象校において、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことがわかる。一方、教職員の意識への効果・影響については、自己評価書の作成を通じて徐々に意識は高まったものの、なお全構成員に浸透するには至っていない。

次に、評価結果を受けたことにより、多くの対象校において、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながる、教育活動等の質が保証されるなどの効果・影響があったことがわかる。また、教職員の意識への効果・影響については、対象校の約6割が肯定的に回答しており、一定の効果・影響があったといえる。

他方、学生（今後入学する学生を含む）及び社会の理解と支持への効果・影響については、なお十分とはいえない。法科大学院認証評価は、結果を公表しない予備評価段階である。しかしながら、本評価の実施に向けて、認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていくことなどを検討していくことが必要である。

評価結果の活用については、各対象校は評価を手段として捉え、それに対応して教育研究活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。

（８）評価の作業量・スケジュール等については、評価担当者では、自己評価書の書面調査の負担が大きいことがわかる。引き続き、書面調査に当たる評価担当者の作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。次に、対象校では、評価に費やした作業のうち、自己評価書作成に費やす負担感が大きいことがわかる。これについては、評価の経験を重ねることにより対象校の作業も効率化されると考えられるが、引き続き説明会・研修会の内容の充実等により、対象校における自己評価書作成の作業がより効率的になるよう工夫を図っていくことが必要である。

評価作業に費やす労力については、評価担当者、対象校とも、作業負担の大きさにかかわらず、「質の保証」、「改善の促進」、「社会の理解と支持」という評価の３つの目的に概ね見合うものであると評価されている。ただし、対象校では「社会の理解と支持」の設問に対して、どちらとも言えないとする回答が５割以上を占めていることから、本評価に向けて留意する必要がある。

（９）評価についての全般的な意見・感想については、対象校から、機構の評価を受けた感想として、厳密かつ丁寧であった、明確な基準に基づくものであったなど、期待どおりであったとする感想が多く寄せられた他、優れた取組や個性的な取組などを事例集としてまとめて公表して欲しいなどの意見も寄せられた。

評価担当者においては、機構の評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が複数寄せられた他、機構の行う評価の今後の改善努力に期待する意見が寄せられた。

今回の検証によって、各法科大学院における評価への積極的な取組、改善に向けた努力、そして成果が確認された。一方で、評価作業の負担軽減を図るとともに、各法科大学院の取組を適切に社会や地域に示すことによる理解の促進と支援に関して、法科大学院認証評価制度の本格実施に向けて検討していく必要性も示唆された。

参 考 资 料

参考資料 目次

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【評価担当者】
- 7 法科大学院評価基準要綱新旧対照表

※ なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の法科大学院が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で掲載した。）

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関 1 -	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	1	12	0	0	0
		8%	92%	0%	0%	0%
機関 1 -	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	4	8	1	0	0
		31%	61%	8%	0%	0%
機関 1 -	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	1	9	2	1	0
		8%	69%	15%	8%	0%
機関 1 -	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	3	9	1	0	0
		23%	69%	8%	0%	0%
機関 1 -	⑤ 自己評価しにくい基準及び解釈指針があった	2	5	3	3	0
		15%	39%	23%	23%	0%
【2:ある～1:ない】						
機関 1 -	⑥ 基準及び解釈指針のうち、内容が重複するものがあった				2	1
					4	9
					31%	69%

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関 2 - (1) -	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	3	8	2	0	0
		23%	62%	15%	0%	0%
機関 2 - (1) -	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	1	4	7	1	0
		8%	31%	53%	8%	0%
機関 2 - (1) -	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	4	4	3	1
		8%	31%	31%	22%	8%
機関 2 - (1) -	④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた	1	7	5	0	0
		8%	54%	38%	0%	0%
機関 2 - (1) -	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	0	8	5	0	0
		0%	62%	38%	0%	0%
機関 2 - (1) -	⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	2	9	1	1	0
		15%	69%	8%	8%	0%

(2) 訪問調査等について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(2)-①	① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	3	9	1	0	0
		23%	69%	8%	0%	0%
機関2-(2)-②	② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	2	8	1	2	0
		15%	62%	8%	15%	0%
機関2-(2)-③	③ 訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	3	8	2	0	0
		23%	62%	15%	0%	0%
機関2-(2)-④	④ 訪問調査の実施内容(対象校関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生・卒業生等との面談)は適切であった	3	8	2	0	0
		23%	62%	15%	0%	0%
機関2-(2)-⑤	⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	3	5	5	0	0
		24%	38%	38%	0%	0%
機関2-(2)-⑥	⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった	3	8	1	1	0
		23%	61%	8%	8%	0%
機関2-(2)-⑦	⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	4	8	1	0	0
		31%	61%	8%	0%	0%

(3) 意見の申立てについて

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(3)-①	① 意見の申立ての一連の実施方法は適切であった	3	6	3	0	0
		25%	50%	25%	0%	0%
機関2-(3)-②	② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった	3	3	4	0	0
		30%	30%	40%	0%	0%
機関2-(3)-③	③ 意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	1	2	5	0	0
		12%	25%	63%	0%	0%

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

		<作業量>					<作業期間>				
		【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】					【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
機関3-(1)-①	① 自己評価書の作成	10	3	0	0	0	1	2	7	3	0
		77%	23%	0%	0%	0%	8%	15%	54%	23%	0%
機関3-(1)-②	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	2	4	7	0	0	0	1	10	1	1
		15%	31%	54%	0%	0%	0%	8%	76%	8%	8%
機関3-(1)-③	③ 訪問調査のための事前準備	2	4	7	0	0	0	1	9	3	0
		15%	31%	54%	0%	0%	0%	8%	69%	23%	0%
機関3-(1)-④	④ 訪問調査当日の対応	0	3	10	0	0	0	1	12	0	0
		0%	23%	77%	0%	0%	0%	8%	92%	0%	0%
機関3-(1)-⑤	⑤ 意見の申立て	0	0	11	2	0	0	0	13	0	0
		0%	0%	85%	15%	0%	0%	0%	100%	0%	0%

(2) 評価作業に費やした労力

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1
機関3-(2)-①	① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった	2	6	4	0	1
		15%	46%	31%	0%	8%
機関3-(2)-②	② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった	2	6	4	0	1
		15%	46%	31%	0%	8%
機関3-(2)-③	③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1	3	7	1	1
		8%	23%	53%	8%	8%

(3) 評価のスケジュールについて

【2:妥当～1:妥当でない】

		2	1
機関3-(3)-①	① 自己評価書の提出時期（6月末）は妥当であった	12	1
		92%	8%
機関3-(3)-②	② 訪問調査の実施時期（10月中旬～12月中旬）は妥当であった	9	4
		69%	31%

4. 説明会・研修会等について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1
機関4-①	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	1	8	3	0	0
		8%	67%	25%	0%	0%
機関4-②	② 説明会の内容は理解しやすかった	1	9	2	0	0
		8%	75%	17%	0%	0%
機関4-③	③ 説明会の内容は役立った	1	8	2	0	1
		8%	67%	17%	0%	8%
機関4-④	④ 機構の教職員が行った訪問説明は役立った	1	7	4	0	0
		8%	59%	33%	0%	0%
機関4-⑤	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	1	7	4	0	0
		8%	59%	33%	0%	0%
機関4-⑥	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	1	8	3	0	0
		8%	67%	25%	0%	0%
機関4-⑦	⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	1	7	3	0	1
		8%	59%	25%	0%	8%
機関4-⑧	⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	3	8	2	0	0
		23%	62%	15%	0%	0%
機関4-⑨	⑨ 機構事務局の対応（質問等に対する対応）は適切であった	3	7	2	0	0
		25%	58%	17%	0%	0%

5. 評価結果（評価報告書）について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関 5 - ①	評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった	3	7	2	0	1
		23%	54%	15%	0%	8%
機関 5 - ②	評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった	3	7	2	0	1
		23%	54%	15%	0%	8%
機関 5 - ③	評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	2	4	6	0	1
		15%	31%	46%	0%	8%
機関 5 - ④	評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった	3	6	4	0	0
		23%	46%	31%	0%	0%
機関 5 - ⑤	評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった	3	6	4	0	0
		23%	46%	31%	0%	0%
機関 5 - ⑥	評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった	3	5	5	0	0
		24%	38%	38%	0%	0%
機関 5 - ⑦	評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた	3	5	4	0	1
		23%	38%	31%	0%	8%
機関 5 - ⑧	評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	4	6	3	0	0
		31%	46%	23%	0%	0%
機関 5 - ⑨	総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	3	9	1	0	0
		23%	69%	8%	0%	0%
機関 5 - ⑩	今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している	0	2	3	2	4
		0%	18%	27%	18%	37%
機関 5 - ⑪	評価報告書は積極的に公表している	0	2	4	1	4
		0%	19%	36%	9%	36%
機関 5 - ⑫	評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	2	6	1	2
		0%	18%	55%	9%	18%

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関 6 - (1) - ①	教育研究活動等について全般的に把握することができた	6	5	1	1	0
		46%	38%	8%	8%	0%
機関 6 - (1) - ②	教育研究活動等の今後の課題を把握することができた	6	6	0	0	1
		46%	46%	0%	0%	8%
機関 6 - (1) - ③	自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	1	7	4	0	1
		8%	54%	30%	0%	8%
機関 6 - (1) - ④	教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	2	5	4	1	1
		15%	38%	31%	8%	8%
機関 6 - (1) - ⑤	各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した	1	4	6	1	1
		8%	30%	46%	8%	8%
機関 6 - (1) - ⑥	学校全体のマネジメントの改善を促進した	2	3	6	1	1
		15%	23%	46%	8%	8%
機関 6 - (1) - ⑦	貴校の教育研究活動等の改善を促進した	3	8	1	0	1
		23%	61%	8%	0%	8%
機関 6 - (1) - ⑧	貴校の個性的な取組を促進した	1	4	7	0	1
		8%	30%	54%	0%	8%

【対象校】

(2) 機構の評価結果を受けて、現在以降、次のような効果・影響があると思いますか

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1
機関6-(2)-	① 貴校の教育研究活動等について全般的に把握することができる	4	6	2	0	1
		31%	46%	15%	0%	8%
機関6-(2)-	② 貴校の教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	4	8	0	0	1
		31%	61%	0%	0%	8%
機関6-(2)-	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	1	7	4	0	1
		8%	54%	30%	0%	8%
機関6-(2)-	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	2	7	3	0	1
		15%	54%	23%	0%	8%
機関6-(2)-	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する	1	7	4	0	1
		8%	54%	30%	0%	8%
機関6-(2)-	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する	2	4	5	1	1
		15%	31%	38%	8%	8%
機関6-(2)-	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する	2	7	3	0	1
		15%	54%	23%	0%	8%
機関6-(2)-	⑧ 貴校の個性的な取組を促進する	1	4	7	0	1
		8%	30%	54%	0%	8%
機関6-(2)-	⑨ 教職員に評価結果の内容が浸透する	1	10	1	0	1
		8%	76%	8%	0%	8%
機関6-(2)-	⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される	1	9	2	0	1
		8%	69%	15%	0%	8%
機関6-(2)-	⑪ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる	0	5	7	0	1
		0%	38%	54%	0%	8%
機関6-(2)-	⑫ 広く社会の理解と支持が得られる	0	6	5	1	1
		0%	46%	38%	8%	8%
機関6-(2)-	⑬ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする	4	3	4	1	1
		31%	22%	31%	8%	8%

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）について
（省略）

(2) 貴校では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか

1. 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。
2. 貴校のホームページで評価結果を公表する。
3. 資金獲得のための申請書に記載する。
4. 学生募集の際に用いる。
5. その他（具体的に）

4	3	2	1
2	1	3	2

5. (省略)

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1
評1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	3	21	2	0	0
		12%	80%	8%	0%	0%
評1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	3	19	4	0	0
		12%	73%	15%	0%	0%
評1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	1	20	5	0	0
		4%	77%	19%	0%	0%
評1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	6	16	3	0	0
		24%	64%	12%	0%	0%
評1-	⑤ 評価しにくい基準及び解釈指針があった	0	15	6	5	0
		0%	58%	23%	19%	0%

【2:ある～1:ない】

		2	1
評1-	⑥ 基準又は解釈指針のうち、内容が重複するものがあった	4	21
		16%	84%

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(1)-	① 法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	0	11	10	5	0
		0%	43%	38%	19%	0%
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	0	9	13	4	0
		0%	35%	50%	15%	0%
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	0	8	14	4	0
		0%	31%	54%	15%	0%
評2-(1)-	④ 書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	0	6	12	7	0
		0%	24%	48%	28%	0%
評2-(1)-	⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	2	12	8	4	0
		8%	46%	31%	15%	0%

(2) 訪問調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(2)-	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった	4	17	4	1	0
		15%	66%	15%	4%	0%
評2-(2)-	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	7	16	2	1	0
		27%	61%	8%	4%	0%
評2-(2)-	③ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった	7	14	3	2	0
		27%	53%	12%	8%	0%
評2-(2)-	④ 訪問調査では、対象校と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	4	11	10	1	0
		15%	43%	38%	4%	0%
評2-(2)-	⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった	7	14	3	2	0
		27%	53%	12%	8%	0%
評2-(2)-	⑥ 訪問調査における機構事務局の対応は適切であった	13	13	0	0	0
		50%	50%	0%	0%	0%

(3) 評価結果について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(3)-①	自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	4	19	3	0	0
		15%	73%	12%	0%	0%
評2-(3)-②	第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すと	4	17	4	1	0
		15%	66%	15%	4%	0%
評2-(3)-③	評価結果全体としての分量は適切であった	2	14	7	3	0
		8%	53%	27%	12%	0%
評2-(3)-④	評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象校の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	8	14	3	1	0
		31%	53%	12%	4%	0%

3. 研修について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評3-①	研修の配付資料は理解しやすかった	2	17	4	1	0
		8%	71%	17%	4%	0%
評3-②	研修の説明内容は理解しやすかった	5	16	2	1	0
		21%	67%	8%	4%	0%
評3-③	研修の内容は役立った	4	18	1	1	0
		17%	75%	4%	4%	0%
評3-④	書面調査のシミュレーションは役立った	5	9	10	0	0
		21%	37%	42%	0%	0%
評3-⑤	研修に費やした時間の長さは適切であった	3	12	8	0	1
		13%	50%	33%	0%	4%

4. 評価の作業量、スケジュールについて

(1) 評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

		<作業量>					<作業期間>				
		【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】					【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
評4-(1)-①	自己評価書の書面調査	16	8	1	0	0	7	6	6	5	0
		64%	32%	4%	0%	0%	29%	25%	25%	21%	0%
評4-(1)-②	訪問調査への参加	2	4	19	0	0	2	3	19	0	0
		8%	16%	76%	0%	0%	8%	13%	79%	0%	0%
評4-(1)-③	評価結果の作成	2	5	17	1	0	0	4	19	1	0
		8%	20%	68%	4%	0%	0%	17%	79%	4%	0%

(2) 評価作業に費やした労力について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評4-(2)-①	評価作業に費やした労力は、法科大学院の質の保証という目的に見合うものであった	1	15	8	2	0
		4%	57%	31%	8%	0%
評4-(2)-②	評価作業に費やした労力は、法科大学院の改善を進めるという目的に見合うものであった	1	15	9	1	0
		4%	57%	35%	4%	0%
評4-(2)-③	評価作業に費やした労力は、法科大学院の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	0	14	11	1	0
		0%	54%	42%	4%	0%

【評価担当者】

(3) 評価作業にかかった時間数について

評4-(3)-①	自己評価書の書面調査	およそ 37 時間
評4-(3)-②	訪問調査の準備	およそ 6 時間
評4-(3)-③	評価結果の作成	およそ 5 時間

5. 評価部会等の運営について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	6	13	5	2	0
		23%	50%	19%	8%	0%
評5-	② 部会運営は円滑であった	10	15	1	0	0
		38%	58%	4%	0%	0%

6. 評価全般について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評6-	① 今回の評価によって法科大学院の教育研究活動等の質が保証されると思う	1	17	7	1	0
		4%	65%	27%	4%	0%
評6-	② 今回の評価によって法科大学院の教育研究活動等の改善が促進されると思う	2	19	4	1	0
		8%	73%	15%	4%	0%
評6-	③ 今回の評価によって社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持が支援促進されると思う	1	19	6	0	0
		4%	73%	23%	0%	0%
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	2	12	10	2	0
		8%	46%	38%	8%	0%
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	4	11	8	3	0
		15%	42%	31%	12%	0%
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	8	14	4	0	0
		31%	54%	15%	0%	0%

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤自己評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第1章）「教育目的」

- ・ 解釈指針1-1-2-1
修了者の進路のうち、法曹にならない者の扱い

（第2章）「教育内容」

- ・ 解釈指針2-1-1-1
学部での法学教育との関係、特に純粹未修者の扱い
- ・ 基準2-1-2等
法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目が開設されているか否かを自己評価するものであった。自己評価書の作成にあたっては、開設科目の列挙とシラバスの要約以上に何を執筆すればよいか不明確であった。もし、これらの執筆のみで十分であるならば、自己評価書に添付されるシラバスを参照してもらうことと大差は無いと考えられる。
- ・ 解釈指針2-1-2-3、2-1-2-4
基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の定義の不明確さ。

（第3章）「教育方法」

- ・ 基準3-2-1
制度の問題と授業科目ごとの問題があり、制度・仕組みとしては万全を期していても、授業科目のうち一つでも何らかの事情で基準に合致しないものがあると基準を満たさないこととなるようである。この点を明記することが適切ではないかと考える。
- ・ 解釈指針3-2-1-3
法律基本科目については双方向的または多方向的な討論を通じた授業が「あるべき教育方法」として明示され、これを実践すべきことが求められているように読めるが、法学を全く学んだことのない、いわゆる純粹未修者に対しても、入学直後からこのような教育方法を実施することが適切かについては、なお議論があるように思われる。純粹未修者に対しては教員から情報を伝達する一方的な講義形式のほうが効果的と考え、そのような教育方法を実践している教員にとっては、解釈指針3-2-1-3に基づいて自己評価すると、みずからの教育方法が否定されるような低い評価になってしまう。

（第4章）「成績評価及び修了認定」

- ・ 基準4-1-1
制度の問題と授業科目ごとの問題があり、制度・仕組みとしては万全を期していても、授業科目のうち一つでも何らかの事情で基準に合致しないものがあると基準を満たさないこととなるようである。この点を明記することが適切ではないかと考える。
- ・ 基準4-1-1
「厳正な成績評価基準」とは、少人数授業では相対評価は厳正なものではありえないが・・・。
- ・ 解釈指針4-1-1-4
追試験受験者に対し、「利益」または「不利益」がないことについては、評価が困難である。

(第7章)「学生の支援体制」

- ・ 解釈指針7-1-1-3
理論教育と実務教育との架橋を図るための「履修指導」とはどのようなものか、具体的にイメージできない。添付資料の例として、説明会やガイダンス等の資料が挙げられているが、説明会やガイダンスにおいて何を実施すれば、このような履修指導を行ったことになるのかが不明である。極論すれば、理論教育と実務教育との架橋は、教育課程の編成において十分に配慮されている（必修科目を履修することにより学生は意識しなくても理論と実務を架橋した教育を受けるしくみになっている）のであるから、「理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導」は不要とも思える。
- ・ 基準7-3-1
法科大学院のみで対応できる事項と出来ない事項（予算措置を伴うため、大学全体としての対応が必要な事項）があり、自己評価しにくい部分があった。
- ・ 基準7-4-1
法科大学院が法曹に特化した専門職大学院として設置されているため、法曹以外の進路に関する職業支援を想定することは、少なくとも現段階では困難である。

(第8章)「教員組織」

- ・ 基準8-1-2
「高度の教育上の指導能力を有することを示す資料」（解釈指針8-1-1・2-1）の具体的内容が、少なくとも予備評価の段階では不明確であった。
- ・ 解釈指針8-1-2-2
「学外での公的活動や社会貢献活動」としての地方自治体における各種審議会委員については、当該地方自治体側で委員であることの公表を控えるよう要請されることがある。もっとも、公表が可能な限りにおいて公表するという事も考えられるが、数多くの審議会等のすべてについて公表の可否を問い合わせることは事実上困難である。したがって、学外での公的活動や社会貢献活動のうち、公表できるのは講演会などごく限られた活動のみとなり、公表できない各種委員のみを数多く行っている教員については、対外的には社会貢献活動を何も行っていないかのような誤った印象を与えかねない。このような意味で、公的活動や社会貢献活動の公表は困難であり、これを認証評価において考慮することは適切でないと考えられる。
- ・ 基準8-4-1
「各法科大学院における教育上主要と認められる科目」という表現が不分明で、「当該法科大学院の設置の目的を果すために、当該法科大学院が主要と位置づけている科目」というような表現にすべきである。
- ・ 基準8-5-2
研修専念期間を設定するのは大学院（部局）ではなく、設置主体である大学なので、大学院側が制度の整備を大学に促しても、他の施策や他部局との関係で整備が容易でない（部局が主体的に基準に対応するには限界があり、評価基準は法科大学院が社会的使命を果しているかどうかという評価の手段なのに、基準を満たさなければ「不合格」となるため、基準を満たすことが目的化し、主体的にできないことに労力を費やさざるを得ない）。
- ・ 基準8-5-2
業績に応じた研究専念期間という無理な設定
- ・ 基準8-5-3
職員の定義の不明確さ

(第9章)「管理運営等」

- ・ 解釈指針9-1-3-2
「法科大学院において生じる収入」「運営のために提供された資金等」が具体的に何を意味するか分かり

づらいつと感じた。

- ・ 解釈指針 9-2-2-1

法科大学院の趣旨的に即した自己点検・評価が行われることは当然であるが、それを行うのが法科大学院独自の組織である必要があるのかにはやや疑問を感じる。

⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ 基準 1-1-1 及び基準 1-1-2（教育目的）については、実施状況まで含めた評価であるとするれば、第 2 章以下で一つでも基準を満たさない場合には、必然的にこれらの基準を満たさないこととなり、その意味で、重複があると考えられる。
- ・ 基準及び解釈指針そのものが重複するものではないが、たとえば、基準 2-1-2 と 2-1-3 のように記述することが重なる部分もあるので、基準の設定方法を変え、回答内容が重複しないよう、記述する側の負担を軽減する工夫を要するのではないか。
- ・ 基準 2-1-1 と基準 2-1-3、基準 3-2-1（2）と基準 4-1-1（1）、基準 6-1-2 と基準 6-1-4 など。
- ・ 基準 5-1 以下の教育内容等の改善措置と基準 9-2 以下の自己点検及び評価は、教育活動の点検・改善という点で共通する部分が多いように思われた。
基準 6-1-2 は、入学者選抜がアドミッション・ポリシーに基づいて行われているか否かを内容とするものであった。アドミッション・ポリシーの内容として、基準 6-1-1 は公平性、開放性、多様性を要求していることを前提とすると、基準 6-1-2 は、基準 6-1-3～5 と重複するものと思われる。
- ・ 基準 8-1-1 と基準 8-1-2
基準 9-2-2 と基準 9-2-3

○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 基準及び解釈指針については、「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして作成されており、適切であると感じた。また、研修会で配付された、「自己評価の方法等について—基準ごとの分析—」について、基準、解釈指針及び「分析に当たっての留意点」が分かりやすかった。
- ・ 自己評価書の締め切りが 6 月末ということで、その執筆時点での自己評価となり、当該年度から改革実施される事項等について、自己評価書に反映させてもよいのか不明なものがあった。
- ・ 画一的な基準としては、よく練られたものであると評価できるが、個々の大学にそれを機械的に適用することには問題もある。教育内容、教育方法などについては、妥当な内容・方法は一義的には定まらないにもかかわらず、一定の基準に合致しない場合にマイナスの評価を下すという制度自体には大きな疑問がある。
- ・ 基準自体は、抽象度が高いので、自己評価をする上で、とくに数値目標などがない基準については（たとえば、「〇〇が適切に行われていること」など）、何をもって基準を満たしたと考えることができるのかを具体的にイメージすることが難しかったと思う。その点で、解釈指針は、基準を理解する上で役に立ったし、また、「自己評価の方法等について—基準ごとの分析—」を参照することで、基準の達成度について具体的なイメージをある程度つくりやすくなったように思う。今後は、各法科大学院についての予備評価、本評価での具体的な事例を事例集（もちろん匿名で）として整理・公表し、また、上記の「自己評価の方法」あるいは手引き書等へフィードバックさせて、なにをもって基準を達成できたと考えられるか、という自己評価をする上での留意点・ポイントをより具体的にイメージできるものにしてほしいと考える。
- ・ 大学機関別認証評価の観点 9-1-③は、就職先関係者など、学外関係者の意見が自己評価に反映されているかどうかを問題としているが、就職先関係者に意見を求めるためのアンケートは、回答することが適切でないとの回答しか得られないことが多くなっており、実施が困難になっている。例えば、非常勤教員についても常勤教員と同様にその研究・教育等の業績を開示しなければならないという基準及び解釈指針が示されたことにより、この点での情報開示が進展したといえる。この例に限らず、学内だけでは看過されやすい事柄について

て、第三者評価機関の基準や解釈指針が問題点を提起する効用があると考えられる。

- ・ 設置認可の際の設置審の基準と機構の基準との違いに少しとまどった。評価項目の中に、言葉や概念の定義が曖昧あるいは不明確な部分があり、基準を満たしていないという評価を受けた場合には、どのようにすれば基準を満たすことができるのか、理解が難しい点があった。基準及び解釈指針の中には、サバティカルの実施など、教員 20 名未満の小規模校では実現不可能ないし実現がきわめて困難と思われるものが含まれていると感じた。法科大学院の規模に配慮した複数の評価基準を設定する等の対応を採ることによって、地方の小規模校と中央の大規模校との間で、評価に不平等が生じないように配慮していただければありがたい。基準全般について、他の法科大学院の予備評価の過程で問題とされた事例をフィードバックしていただけるとありがたい。また、これとは逆に、他の法科大学院に推奨する事例についてもご教示をお願いしたい。

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

③自己評価書に添付する資料で迷った点について

- ・ どの年度を基準に教員の配置や授業担当、授業の内容、施設の状況等を記載するのかがはっきりと分からなかった（事務的な照会への回答もその時々で異なることがあった）。特に、本文は基本的に平成 17 年度を基準とし、別紙様式は平成 18 年度（18 年 5 月 1 日）を基準としていたが、相互に引用しにくく、別紙様式と類似の表を平成 17 年度について作成して本文に記載する必要があるなど（具体的には、資料 8-1-1-1、8-2-1-1、8-2-2-1 など）、不便なところがあった。さらに、本文は平成 17 年度を基準にしていたところ、訪問調査の準備の際には直近の開講時期（平成 18 年度）の授業内容を問われるなどしたので、それらの整合性について十分に理解できなかった。本評価の際には、「どの年度について、どのような事項や資料を明らかにすべきか」をあらかじめ明確に指示していただければよいのではないかと。
- ・ 基準を満たしていることを実証するために必要とされる資料の程度が、実際のところ判断できない場合が多かったのは事実である。とくに、自己評価書の叙述の中で、具体的な資料を例示的に示す、あるいは整理・加工した結果のみを示す、といった場合に、教材等の膨大な資料あるいは機関外に持ち出せない資料は別にして、そうした叙述の根拠となる原資料をある程度添付する必要があるのかどうか迷った。
- ・ 基準 6-1-4、6-1-5 など、入試手続の実態を内容とするものについては、募集要項以外に外部に公表可能な資料が少ないように思われる。〔ある法科大学院では、〕HP で Q & A という形で入試情報の提供を行っているが、インターネット上の資料を紙媒体として提出することが適切であるか否か判断に迷った。特に、インターネットで開示する情報は頻繁に更新されるので、紙媒体として提出した情報が既にインターネット上に存在しない場合もあった。

⑥自己評価書の文字数制限に関し、必要と思われる文字数について

- ・ 文字数制限はなくともよいのではないかと。

○自己評価についての意見、感想など

- ・ 今後、基準の大幅な変更はしないで欲しい。特に予算措置を伴うような変更は早く知らせて欲しい。
自己評価のための、学生提出試験答案やレポート、入試関係資料といった膨大な資料の保管及び収集について、非常に苦慮している。
- ・ 自己評価書の作成過程において、基準適合性を検証する中で問題点、要改善点を見出すことができ、有意義であった。
- ・ 制度の立ち上げの時点から、原則的には認証評価の基準に沿ったものとなるようにしてきたのであるから、確認の意味以上のものに乏しいきらいがある。
- ・ 基準自体は、抽象度が高いので、自己評価をする上で、とくに数値目標などがない基準については（たとえば、「〇〇が適切に行われていること」など）、何をもって基準を満たしたと考えることができるのかを具体的に

にイメージすることが難しかったと思う。その点で、解釈指針は、基準を理解する上で役に立ったし、また、「自己評価の方法等について－基準ごとの分析－」を参照することで、基準の達成度について具体的なイメージをある程度つくることができたようにも思う。

今後は、各法科大学院についての予備評価、本評価での具体的な事例を事例集（もちろん匿名で）として整理・公表し、また、上記の「自己評価の方法」あるいは手引き書等へフィードバックさせて、なにをもって基準を達成できたと考えられるか、という自己評価をする上での留意点・ポイントをより具体的にイメージできるものにしてほしいと考える。

- ・ 基準の数が多すぎて、全体像が見えにくくなるのではないかと感じた。また、自己評価書の記述を証明するために資料を用意すべき場合とその必要が無い場合を判断することが困難であり、結局、些少な点についても資料を用意することになった。

自己評価の結果が大学教育の改善にどのように結びつくか、自己評価の優劣が大学にとってどの程度深刻な影響を与えることになるか、現時点では必ずしも明確といえないのではないかと。

- ・ 評価漬けで、どの範囲が法科大学院の自己評価なのかとまどう。各評価そのものはそれぞれの評価で意義を認めるが、たとえば教員個人評価を流用して部局の評価基準に記述すると、機構が求めているのは部局の活動であると指摘された（基準9-2-1以下など）。部局に属して教育研究活動を行っていると、全体と個が重なる。多くの評価全体の問題であるが、今回の自己評価作成で個々には思い出さないが、感じた点であった。
- ・ 細かなことになるが、第7章「学生の支援体制」基準7-1-2「各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。」について、実際に、オフィスアワーを利用した学生の利用状況について調べる際には、利用人数を把握するまで大変苦慮した。
- ・ 基準3-3-1で履修制限に関して、「エクスターンシップを履修制限の対象からはずす」とすることは相当でないかと評価され、この科目を履修する場合には、例外として制限38単位以内の履修とする形にすることが望ましいと指導を受けたが、実質的には同じことではないかとの思いが強い。
- ・ 「十分な数」とか「適切な内容」といった言葉を含む基準・解釈指針については、適合するか否かを自己評価することに苦慮した。

(2) 訪問調査等について

①訪問調査の前に提示された「書面調査による分析状況」の適切でなかった点について

(なし)

②訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」の適切でなかった点について

- ・ すでに自己評価書に記載した内容を問うものや、自己評価書とともに提出した別添資料から明らかな事柄について問うものが目に付いた。
- ・ 訪問調査のための準備として提出を求められた資料には、自己評価書作成時に提出を示唆していただくこともできたのではないかとと思われるものがあつた。具体的には、平成18年度の法学部授業科目一覧表、兼任教員及び兼任教員に関する諸事項（自己評価作成の要領は、第8章について専任教員を中心として記述することが求められているように理解できた）である。今回は予備評価であったからやむを得ないことと思われるが、本評価の際には、自己評価書作成時に必要な資料をできるだけ網羅的に指示しておいていただけるようお願いしたい。

⑥訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

- ・ 民事系・刑事系・公法系の専門家が必ず1名は含まれるように配置した方が、より適切に評価が行われるのではないかと感じた。

○訪問調査等についての意見、感想など

- ・ 「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」かの質問の主旨が判りづらい。
- ・ 予備評価と同様、本評価に係る訪問調査は秋に実施される予定となっているが、この時期は、法科大学院の入学試験が実施されている時期と重なる。入学試験は、言うまでもなく遺漏が許されないため、法科大学院としては、この時期には入学試験に全神経を集中させたい。そこで、この訪問調査の時期を変更することができないか、ご検討願いたい。また、時期それ自体を大幅に変更することが不可能であるならば、法科大学院側の都合（特に、入試業務との重複など）を最大限に尊重した訪問調査日程を組んでいただきたい。
- ・ 訪問調査の準備についてのご依頼の際、文書番号つきの依頼と事務的な依頼事項が混在し、整理が不十分の状態です。送付されてきたため、依頼事項の理解と整理に時間を要した。複数の事柄についてご連絡等をいただく際は、メールを分けて送付する等のご配慮をお願いしたい。

訪問調査の際のスケジュールについて、当日大幅な変更があった。スケジュールは、授業期間中に訪問調査が行われることもあって、法科大学院側の担当者にとっては重要な事項であるので、あらかじめ、実際に実施される時間帯をできるだけ正確に告知しておいていただきたい。また、調査の結果によってスケジュールに変動が生ずる可能性があるということであれば、事前のスケジュール告知の際に、ある程度の目安を明示しておいていただけないかと思う。

機構事務担当者が、大学側と委員の方々との連絡調整をより適切に行っていただければ円滑に進んだのではないと思われる箇所があった。具体的には、授業視察前に当該授業の資料を要求されたが、資料をお渡しする前に委員とともに機構事務担当者が教室に入ってしまったため、資料をお渡しするタイミングを失いかねなかったこと、また、授業視察の教室での委員の方々の座席位置等について委員の方々が教室に入る前にこちらに説明する機会を与えていただきたかったこと等である。また、機構事務担当者は、必要に応じて委員の方々よりも一足先に（少なくとも1名は）会場に行く等、円滑に訪問調査が行えるようご配慮いただきたい。授業視察は学生側にも心理的圧迫となる可能性があるため、最小限の方の参加のみにしていただきたい。

- ・ 訪問調査については、独立行政法人大学評価・学位授与機構の事務局から事前に、詳細な指示があり、適切に対応することができた。ただし、面接を受ける院生を選出するのが、授業期間ということも重なり、学生を説得するのに、大変苦慮した。
- ・ 良く事前調査されていたので、スムーズな訪問調査であったが、何がなぜ問題なのかについて、もう少し具体的な議論があっても良いのではないかと思う。ある科目の採点方法につき疑義が生じたが、具体的な問題点を指摘して欲しかった。また、2回回答したが、その回答について、回答内容の不備矛盾等を具体的に指摘してもらえれば、より明確で的を射た回答ができると考える。
- ・ 学生との面談については、その内容を教員にフィードバックいただき、教員の意見（反論・修正意見など）をも聞いた上で評価した方が、より公正な評価ができるのではなかろうかと思う。

(3) 意見の申立てについて

①意見の申立ての一連の実施方法で適切でなかった点について

- ・ 連絡事項とは、「誤字・脱字等により正確性を欠くものなど、評価結果（案）に関する連絡事項」とされており、誤字・脱字等の軽微なものが対象のように受け取れる。他方、意見の申立ては、基準を満たしていないと評価された事項を対象としているように思われる。両者の中間的なものがどのように扱われるのかがやや曖昧であり、連絡事項の対象とされているように思われるところ、連絡事項として扱う事項を明確にすべきである。

③意見の申立てに対する機構の対応で適切でなかった点について

(なし)

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 自己評価書作成から、訪問調査までの期間が長すぎ、その間にも制度改正や改革が実施されるため、訪問調査時にはすでに自己評価書から変更になっている事項も存在し、苦慮した。
- ・ 評価に係る作業量が小規模校にとっては相当の負担になることは否めない。例えば、小規模であることからフェイス・トゥ・フェイスで実施・確認できていたことについても、エビデンスを残すことが必要になる。作業期間については、特段短いという印象はない。
- ・ 授業および研究が阻害されることは否めない。コスト・パフォーマンスの観点からも負担が大きすぎると思われる。
- ・ 「訪問調査時の確認事項」が送付されてから、回答を作成し提出するまでの期間が短かすぎる。この時期はすでに後期の授業が始まっているので、もう少し時間的に余裕を持って締切を設定していただきたい。訪問調査に際して法科大学院側で準備すべき事項についても、もう少し時間的に余裕を持って通知していただきたい。特に、学生への面談の準備をするためには、もっと時間が必要と感じた。
- ・ 初めての作業であるために、自己評価自体が手探りで行ったために作業量自体は相当のものであったと思う。今後は、今回の経験をふまえて、最も時間と作業を必要とした、根拠となる資料とデータの収集・整理作業について、効率化することができれば、ある程度改善されるかもしれないが、自己評価書作成については、神経を使うこともあり、相当程度の負担であることには変わりないと思われる。また、電子媒体による資料の提出は、訪問調査のための資料提出では原則となったような感があるが、今後は、自己評価書提出段階でも、紙媒体による提出は必要最小限にとどめ、別添資料も電子媒体による提出を幅広く認める方向で検討していただきたい。
- ・ 作業量は大変多いと感じたが、初期作業で手探りゆえのことかとも思われ、大幅な基準の変更がなければ負担感は緩和するかもしれない。ただ、大幅な変更を行う場合には、十分な告知と作業期間の確保をお願いしたい。また、基準が今後純増し続けるような事態が生ずるとすれば、その作業量を含め懸念を覚えるので、基準のスクラップも可能な範囲で行なうことが適切である。評価作業は分担して行ったが、必要資料の調査、入手および整理には相当な時間を要した。今後、学外において調査をしなければならない項目があれば、その負担はかなりの程度になると予想される。
- ・ はじめての作業で、いろいろな不便さや煩雑さを感じながらも、こんなものだろうと思いながら作業したので、回を重ねなければ、作業量や作業期間がほんとうに適切だったのかどうかは判断できない。
- ・ ほぼ適当であると感じたが、通常の業務と併行して作業を行うことは、作業量の増加につながり、その分負担も大きいことは否めない。
- ・ 今回がはじめてのことなので、このような結果になることはやむを得ない。
- ・ 本校のような小規模校では、評価書作成のためにさけるマンパワーが限られていることから、作業が一部の教員・職員に集中せざるをえず、当該期間における本来の業務にかなりのしわ寄せが生じた。

(2) 評価作業に費やした労力

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 最初の評価作業ということで、余分に労力を費やしたという面もある。事務作業の効率化を進めることで、今後の評価作業の省力化は可能であると思われる。
- ・ 質およびその改善は、実践を通してなされるものであるし、また、質の善し悪しの評価は、各教員の学問観にも関わるものである。それを一律の基準に従って文書化することで、改善に大きく資するといえるか疑問である。
- ・ 評価作業に費やした労力が非常に大きなものであり、その他の業務（授業も含む）に影響が及びかねないほど負担であったことは間違いない。他方、評価作業によるメリットもあったことは事実である。しかし、この

メリットが労力に見合うものであるかどうかを、現時点で判断するのは時期尚早と考える。

- ・ 具体的な数値目標が記載されていない基準について、何をもって基準を達しているかを具体的なデータをもって示すことに、相当な労力を必要としたと思う。逆に言えば、その作業自体が本校の教育・研究の質の保証と改善を考えることにつながったともいえる。ただ、今回は初めての経験なので、何をもって基準を達しているかについてのイメージがつかみにくく、そのためのデータとして何が必要か、かも手探りであり、その労力は重く、目的との関係でバランスを失する感があるのも事実である。この点は、やはり貴機構が、各校の教育・研究水準を高めるためのFD資料として、第三者評価において考える基準クリアの事例を整理、公表していただくと、上記の労力は緩和されるように思う。

- ・ 細部にわたる基準への適合性を評価することによって、法科大学院の現状を再確認するという点では評価作業には大きな意味があったと思われる。しかし、基準が細かすぎるため、法科大学院に関心を持つ関係者(学生・保護者、企業、その他関係者など)からの理解と支持を得るといった目的には資さないものと思われる。自己評価作業の内容が複雑になればなるほど、外部者にとっては分かりにくいものとなる。

評価の作業及び結果が、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」を超えた、より積極的・具体的利益を本法科大学院にもたらすものとなれば、費やした労力はさらに報われるように思われる。

費やした労力が、本学の質の保証、改善に真につながることを期待する。

評価そのものの意義を否定するつもりはないが、大学の若手・中堅研究者がそのために費やす膨大な時間とエネルギーを考えれば、プラス面よりもマイナス面の方が大きいといえるのではないか。

- ・ いくつかの指摘を頂き、それが改善に向かうきっかけとなっているため、十分労力に見合うものであった。
- ・ 法科大学院の評価は、認証評価等の外部評価と司法試験受験者の合格者数ではかられることになる。この点からも、外部評価のための労力を惜しむわけにはいかないと考える。
- ・ 今回の作業によって、本校の問題点が明らかになり、改善に向けて努力すべき事項について構成員の間に共通の認識を持つことができるようになったという点で、成果があったと考える。

他方で、明らかになった問題点のうちで、教員数や施設・設備の不足など、本研究科単独では対応が困難で、全学的な対応を要する点については、評価作業が直ちに改善に結びつくわけではないという意味や、全学の合意形成が得られるのか不安に感ずる部分もある。

(3) 評価のスケジュールについて

○評価のスケジュールについての意見、感想など

- ・ 訪問調査の時期について、今回は法科大学院の入試の時期となったが、出来れば避けていただきたい。
- ・ 当法科大学院の訪問調査は11月に実施され、問題はなかったが、12月中旬に実施される場合には、次年度のカリキュラム等の検討作業との関係で、スケジュールがきつくなるおそれがある。全体に、もう少し訪問調査の時期を早めることが望ましいかもしれない。
- ・ 当該時期(とくに後半部分)は本学の入試の準備期間にあたっており、それ以前に行われることが望ましい。
- ・ 訪問調査の実施時期について、訪問調査のための事前準備内容をより早い時期に教示していただければ、上記期間でも問題はない。
- ・ 訪問調査を秋に実施すると、どうしても入学試験と重なる。これを避けるためには、評価スケジュール全体を再考する必要があると考える。
- ・ 設問「自己評価書の提出時期(6月末)は妥当であった」かについて、選択肢が「妥当」と「妥当でない」の二者択一なので、「妥当」とした。しかし、年度終わりから年度初め、授業の最中に担当者は評価報告書の作成にとりかかることになるので、肝心の授業に要する時間を奪われることになる。その意味では6月末というのは「妥当ではない」とはいえないが、作業量などと法科大学院の授業時期を考慮いただきたい。
- ・ 自己評価書の提出時期は、ちょうど良い時期であった。また、訪問調査のスケジュールについては、事前に日程照会があり、特に問題は生じなかった。
- ・ 前年度の業務全般を自己評価するとすれば、前期中頃が適切であり、6月末は妥当だと思われる。訪問調査

自体は11月上旬が適切と言えるが、評価結果を受けて改善策を立案するのが次年度以降になるおそれがある。

4. 説明会・研修会等について

○説明会・研修会等についての意見、感想など

- ・ 説明会、研修会とも非常に有益であった。回数をもっと増やしてもよいと思われる。初心者向けの説明会・研修会と既にある程度の知識・経験を有する者向けに主として最近の変更事項を説明する説明会とを分けてもよいのではないか。
- ・ 文書による通知で十分である。
- ・ 同内容の説明会に出席するために、2度東京に出張した。説明会の具体的内容について、事前にもう少し詳しく開示しておいた方がよいのではないか。また、関西方面での説明会の開催があってもよいように思う。
- ・ 自己評価担当者等に対する研修会では、悪い具体的な事例を取り上げて説明していただき、大変理解しやすかった。今後の研修会においても、各大学の具体例等を挙げながら説明していただきたい。
- ・ 初めての評価書作成であったので、「基準〇〇に係る状況」の簡単な記述例が、何度目かの研修会で資料に加えられたことが、大変参考になった。

5. 評価結果（評価報告書）について

⑧評価報告書の構成及び内容で分かりにくかった点について

(なし)

○評価結果（評価報告書）についての意見、感想など

(評価報告書の内容について)

- ・ 自己評価書の内容と、訪問調査による結果とを踏まえ、基準に照らして適切に評価していると思われる。
- ・ 評価結果（評価報告書）に関しては、適切なものであった。今後の本評価に向けて、指摘いただいた点の改善を図りたい。
- ・ 総じて適正な評価であったと思われる。

ただし、一部、事実関係について機構と本研究科の間で認識を異にする部分があり、これに基づく評価については、やや違和感が残った。双方の意見がより反映できるよう、訪問調査時での責任者教員へのフィードバックや意見の申立て制度の運用について、改善いただくことを要望します。

(評価結果の公表及びマスメディアの報道について)

- ・ 自己評価書及び評価報告書の公表、評価結果のマスメディア等による報道に関して、今回本学は予備評価であったので、本評価時の対応については、検討中である。
- ・ 予備評価では、ありのままの姿を評価していただき、改善につなげることを目的としてきたので、自己評価書や評価結果の公表は予定していない。本評価については、公表するのが当然である。
- ・ 自己評価書は公表していない。また、評価報告書を公表するかどうかについても、まだ検討を行っていない。今回は予備評価ということもあり、本研究科の評価結果に関して、マスメディアによる報道は見当たらない。
- ・ 昨年度実施された評価は予備評価であり、その性質上、これをそのまま公表することは予定していない。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

○自己評価を行ったことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

- ・ 自己評価を担当した教員については、効果・影響について多大なものがあり、意識も高まったが、係わらなかった教員については、随時報告をしていたものの、さほど影響があったとは思えない。
- ・ 自己評価の重要性を適切に認識している教員は、もとより教育方法の改善に関心をもっており、自己の教育

方法についても常に反省や工夫を行っているし、熱心に研究活動を行っている。したがって、このような教員については、自己評価を行ったか否かにかかわらず、教育研究活動等の改善は常に行われている。他方、自己評価の重要性について認識の薄い教員は、もとよりみずからの教育方法を反省したり改善したりすることへの意欲が小さい。したがって、このような教員にとっても、自己評価は、教育研究活動等の改善の促進にはつながらない。要するに、良くも悪くも、自己評価は各教員の教育研究活動等の改善には、それほど大きく貢献しないのではないかと思う。

- ・ 自己評価を行ったことから、学生の意見を伺う場がないという点を改めるため、学生全員の面接を実施してその意見を集約することとなった。その結果として、学生から前期及び後期の各期末試験の実施前に、事前に試験勉強をする時間がないとの指摘があり、学事暦全般を見直すこととなった。学事暦には、今年度より、新たに試験準備期間を設けることになり、その点が改善された。
- ・ 評価基準・解釈指針そのものより、訪問調査に来られた評価委員との対話の中で、本校の教育が抱える問題点が明らかになった点がありがたかった。

(2) 機構の評価結果を受けて、現在以降、次のような効果・影響があると思いますか

○機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

- ・ 評価基準を遵守しなければならないという意識が強まった。
- ・ 多くの設問において「どちらとも言えない」と回答したことの趣旨は、今回の予備評価を受けるための「自己評価」を行う以前から取り組んでいたものであり、予備評価に向けて自己評価を行ったことによる効果・影響であるとは認識していないというものである。
- ・ 法科大学院の位置づけや役割を確認する機会になり、司法改革によって目指された法曹養成における法科大学院の使命を認識する良い機会となった。
- ・ 教職員にとっては、もちろん良いことであるが、訪問調査の際、学生に対するヒアリングを始め、授業視察も実施されたため、学生にとっても良い緊張感が伝わったと感じている。また、こうしたことは、学生にとって大学の教育に対する取り組み方を垣間見ることができたと共に、教育の在り方について、学生と大学との一体感を体感できたと思われる。

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）について

○主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

※参考度：【非常に参考になった：5～参考となった：3～あまり参考とならなかった：1】

(第2章)「教育内容」

- ・ 機構の評価報告書を受け、法律基本科目の分類につき、再検討を行っている。【5】
- ・ カリキュラムの再検討を行い、平成19年度から新しいカリキュラムを実施することとなった。【5】
- ・ 評価報告書で指摘を受けた授業科目について、カリキュラム改正により、2007年度からは教育内容を先端的な内容に徹底して展開・先端科目に配置することとした。また実質的に法律基本科目で取り扱うべき内容については、法律基本科目において、それぞれ取り上げる内容を講義概要及び講義計画に明示した上で学修させることとした。これにより、法律基本科目で基礎を学修し、展開・先端科目で先端的な内容を学修するという区分が明確になったと思われる。【5】
- ・ 未修者コース1年次向けの「オフィスアワー」の在りかたについて検討し、補講と誤解を受けないような措置を講じた。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、展開・先端科目の必修単位数、修了要件単位数を修正した。【5】

(第3章)「教育方法」

- ・ 機構の評価報告書を受け、労働法科目を法科大学院単独開講の科目に変更した。【5】
- ・ 評価報告書で指摘を受けた「集中講義の試験実施時期」について、授業終了後、試験までの時間を十分確保するために、2007年度より、9月下旬に集中講義の試験実施期間を別途設定することとした。【5】
- ・ 機構の評価に応じ、最終年次における履修登録単位数の上限を40単位とした。【3】

(第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 評価報告書で指摘を受けた「成績評価における各ランクの分布の在り方についての方針」について、学生への明示をより一層明確にするために、2007年度より、法科大学院パンフレットだけでなく、学生便覧にも明示することとした。【5】
- ・ 進級制の導入。【5】
- ・ 修了要件単位数の改善。【5】
- ・ 基礎法学・隣接科目の一部の授業科目が展開・先端科目に区分整理されたため、これらの科目を単位修得した学生に対して、更に基礎法学・隣接科目から4単位以上を修得するよう、履修ガイダンスで周知した。【5】
- ・ 入学前の既修得単位を認定する方法について、学生に対して明示した。【5】

(第5章)「教育内容等の改善措置」

- ・ 評価事業全般を通じて、FDがまだ不足していると考えたため、授業評価アンケートの分析・授業への反映の具体的検討などといった事項から、FDを強化していく予定である。【5】

(第6章)「入学者選抜等」

- ・ 機構の評価報告書を受け、入試において課す法律科目を7科目に増やす予定である。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、適切な評価方法を平成20年度入試より実施する予定である。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、入学者選抜で旧司法試験短答式試験の合格実績を考慮要素から外した。【5】

(第8章)「教育組織」

- ・ 機構の評価報告書を受け、実務家教員の専門分野の開示、および、各教員の履歴・業績等の開示をホームページ上でもれなく行うように準備している。【5】
- ・ 評価報告書で指摘を受けた「兼任教員」に関する資料の公表について、2007年度より自己点検・評価報告書においてその概要を公表する方向で検討中である。【5】
- ・ 年間30単位を超える授業を担当することがないように、専任教員に対して教授会で周知した。【4】
- ・ 機構の評価報告書を受け、負担過重の教員の負担を軽減した。【4】

(第9章)「管理運営等」

- ・ 機構の評価報告書を受け、自己点検及び評価を行い、外部評価を受ける予定である。【5】
- ・ 機構の評価報告書を受け、自己点検及び評価を行い、公表する予定である。【5（2校）、4（1校）】
- ・ 平成19年度に受ける本評価のための自己評価書については、公表する予定である。【4】
- ・ 自己点検及び評価のための体制の整備を図った。【4】

(第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・ 機構の評価報告書を受け、図書・資料の充実策を講じることにした。【4】

(2) 貴校では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか（複数回答可）

- 1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。

2 貴校のホームページで評価結果を公表する。

3 資金獲得のための申請書に記載する。

4 学生募集の際に用いる。

5 その他（具体的に）

- ・ 法科大学院構成員にコピーして配布した
- ・ 現在のところ予定は無いが、「ホームページで評価結果を公表する」と「資金獲得のための申請書に記載する」については検討する予定である。
- ・ 評価報告書の公表については、今後検討する。その他、評価報告書をどのように活用するかについても、今後検討する。
- ・ 評価報告書については、設問に挙げられているような形で利用することを考えている。ただし、具体的には現在のところ回答できない。
- ・ 評価報告書を基礎にして、独自の自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

8. 評価の実施体制について

○評価の実施体制について、対象校が行っている方策・工夫等、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他感想について

- ・ 法科大学院における評価部門と、全学の評価部門が連携を図り対応することが出来た。
- ・ 現在、国立大学が対応しなければならない評価は、認証評価と国立大学法人評価委員会が実施する国立大学法人評価があるが、両評価には制度的な違いがあり、それぞれ相応の業務量があるため、本学では、国立大学法人評価及び認証評価について、それぞれ担当する部会で対応することとし、資料・データ作成についてはできるだけ共通化を検討する等、効率的な運用に心がけている。
- ・ 平成 18 年度については、①法科大学院認証評価の訪問調査・外部評価、②法学研究科自己評価書（ファカルティ・レポート）の作成、③授業評価アンケート・授業相互参観の 3 業務について、作業グループを分けて対応した。全体会合を月 1 回程度持つことにより、相互の連携を保ちつつ、ほぼスムーズに作業を進めることができた。
- ・ 平成 19 年 4 月からは、本学の教職員以外の学識経験者 2 人に、自己点検・評価委員会に加わっていただくことになった。

9. その他

○認証評価機関として機構を選択した理由、実際に評価を受けて期待どおりだったかどうかについて

- ・ 厳密かつ丁寧に実施され、大変良かったと思えました。
- ・ 厳しい指摘もあったが、おおむね期待通りだった。
- ・ 分析は丁寧であり、明確な基準に基づくものである。
- ・ 評価基準の設定が適切かつ明確であるとともに、実施に当たっての説明会開催などに十分な配慮がなされていること、また、多くの法科大学院が貴機構の認証評価を受けることとしていることなどから、本法科大学院について客観的で正確な評価を得られ、他の法科大学院との十分な比較もできると思われるため、貴機構を選択したが、予備評価の実施及び結果はその期待どおりのものであった。
- ・ 大学評価・学位授与機構の評価基準が、法科大学院設置の理念に忠実であると同時に、各法科大学院の現状を踏まえたものであることから、機構の評価を受けることとしたものである。また、評価を受けた実感としては、期待通りのものであった。
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構を選んだ理由としては、同機構の評価基準が文部科学省の設置基準に沿った基準であることから選定した。また、評価については、期待どおりであった。

- ・ 本法科大学院の理念を高く評価していただいたのは、期待に沿ったものであった。

○その他、当機構の行う評価についての意見等

- ・ 他大学の取り組みを参照することも有益であるので、評価基準や解釈指針を示すだけでなく、優れた取り組みや個性的な取り組みなどを事例集としてまとめて公表してほしい。基準2-1-2に関連して、法律基本科目と展開・先端科目との区別の基準や限界をより明確にするとともに、評価委員の間の意見の統一をより徹底してほしい。
- ・ 本評価で実施される教員組織調査について、どのような評価がなされるのか不安がある。大学機関別認証評価との関係で、大学機関別認証評価の基準5にも専門職大学院に関する観点があり、法科大学院の記述が必要となっているため、担当者としては煩雑さを感じる。貴機構の大学機関別認証評価と法科大学院認証評価を同年度に実施する場合には大学機関別認証評価基準5の専門職大学院に関する観点への記述を省略できるなど、大学における効率的な評価の実施のためにご配慮いただきたい。
- ・ 基準や解釈指針だけでは分かりにくい部分や気付かない部分があるので、本評価においては、提出した自己評価書を機構側で検討された結果「改善すべき点」があれば、事前に（少なくとも訪問調査よりも前に）指摘して欲しい。そして、比較的短期間に改善できる事柄については、いきなり「不適合」ではなく）一定の猶予期間内に改善させ、それを最終評価結果に反映していただけるとありがたい。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第1章）「教育目的」

- ・ 基準1-1-1
あまりにも内容が抽象的であり、具体的に満たしているか否かを、自信をもって判断できなかった。
- ・ 基準1-1-2
「各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること」という基準があるが、学生の進路が決まっていない段階でもあり、成果が上がっているかどうかの判断は困難であった。

（第2章）「教育内容」

- ・ 基準2-1-1及び解釈指針2-1-1-1等
あまりにも内容が抽象的であり、具体的に満たしているか否かを、自信をもって判断できなかった。
- ・ 基準2-1-3（解釈指針2-1-3-2）
「法律実務基礎科目のうち、模擬裁判等について、平成23年度まで4単位相当が必修又は選択必修とされていること」という解釈指針があるが、確認する材料がなく、何を持って判断すればよいか困った。
- ・ 基準2-1-3等
数値にかかわる基準については、評価書の記載・資料から、数値を算出するのに時間がかかった。基準時自体の問題というより、書面調査の対象となる評価書の記載方法、資料の表示の方法に問題があるように思われる。

（第3章）「教育方法」

- ・ 基準3-1等
数値にかかわる基準については、評価書の記載・資料から、数値を算出するのに時間がかかった。基準時自体の問題というより、書面調査の対象となる評価書の記載方法、資料の表示の方法に問題があるように思われる。
- ・ 基準3-1-1、基準3-1-2
1クラスの人数の基準についての解釈指針3-1-1-1の80人と基準3-1-2の50人標準との関係がわかりにくく、判断にあたり混乱した。
- ・ 授業科目の分類
- ・ 基準3-2-1（解釈指針3-2-1-3）
「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されていること」という解釈指針があるが、訪問調査でも見学できる授業は限られており、具体的な授業内容が不明であり、判断することが困難であった。

（第4章）「成績評価及び修了認定」

- ・ 解釈指針4-1-3-2

（第7章）「学生の支援体制」

- ・ 全体として「努める」基準の場合、なにがしかの取り組みがあれば「努める」を満たすことになりがちだが、より客観的どの程度「努めている」かが読み取れる基準であることが望ましい。
- ・ 法科大学院独自の問題ではなく、大学全体の問題であると整理される問題に関して、どのような指摘をするのかに迷いました。例として、大学全体が傾斜地にある場合の障害者対策があげられます。これは他の学部にも関係するだけでなく、学生以外に教員、職員すべての大学関係者の問題です。認証評価機関は大学全体の問題をとりあげないという整理は妥当でしょうか。この種の問題に関しては、ロースクールだけで解決できる部分を問題とし、かつ、ロースクールが大学全体に対して働きかけている姿勢を問うのがよいのではないのでしょうか。

【評価担当者】

- ・ 基準 7-4-1

職業支援…法曹資格取得後という事であるが、実態を踏まえると、具体的支援措置がイメージしにくいのではないか。

(第 8 章)「教員組織」

- ・ 第 8 章の教員の指導能力については、訪問調査で授業見学をしないと、判断は困難ではないか。
- ・ 研究・教育内容については問題を感じませんでしたが、評価により更なる改善を促す意味では、大学院の運営を所管する理事会へのアプローチが欠かせない。特に、予算と教員人事採用に関する実態に関しての調査が必要に思える。

- ・ 教員の資格と評価

- ・ 基準 8-3-2

「実務能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務経験を有すること」は、小規模校にとっては厳し過ぎる基準であるから、「半数は法曹経験者」とすべきではないか。特定の専門分野で十分に実務能力・経験を有するのであれば、必ずしも法曹出身である必要はないと思う。

- ・ 基準 8-4-1

(第 9 章)「管理運営等」

- ・ 基準 9-1-3

財政的基礎…チェックする意味があまり無いような印象を受けました（特に、国立系の場合、「ある」としか書けないのでは）。

- ・ 基準 9-1-3

教員とのインタビューでは予算不足が主張されたが、誰の何をもって「十分」と判断すべきか。

- ・ 自己点検、評価の公表の有無

⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ 書面調査をしていると、観点は違うけれども、結局は同じ事項を評価の対象としているという印象をもつ部分がある。特に第 7 章および第 8 章の評価項目と、第 10 章の評価項目との間で、そのような印象をもった。
- ・ 基準 1-1-1 や基準 2-1-1 などは、他の各論的な事項を満たしておれば、自動的に満たしているといえるのであり、独立した基準としておく意味があるのか疑問に思った。
- ・ 解釈指針の重複とは言えないが、例えば、基準 10-1-1 の 6 つの解釈指針及び基準 10-3-1 の 7 つの解釈指針等は整理する方向で検討できないかどうか。確かに厳密・丁寧な解釈指針であるが、簡素化・効率化の面から言えば、整理の余地はあるのではないかと考える。一つの例である。

○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 「質の保証」「改善の推進」の点からは現行の基準・解釈指針で問題ないと考えるが、「社会からの理解と支持」の観点からは、より平易、簡潔にすることが望ましいと考える。
- ・ 試験答案の評価はかなり難しい。担当教員の実力評価なのか、仮に院生の回答能力評価だとしても、結果として教員の指導能力評価に結びつく。評価結果に現実的な効果を持たせるには、評価結果と行政指導との有機的関連性並びに改善指導に実効性を担保する制度的裏付けが必要である。教育機関なので、これは行き過ぎとの批判が予想されるが、その批判を受け入れるべきか疑問を感じる。
- ・ 成績評価の匿名性に関する解釈指針の当否については疑問がある。
- ・ 法学既修者の認定について、適切か否かを判断しかねた。
- ・ 重複ではないかもしれないが、やや細かすぎる（あるいは、くどい）領域があるように感じた。例えば、第 7 章、第 9 章、第 10 章など。設置形態の別で、やや実情にあわない項目があるように感じた。例えば、私立大学では、教員の授業負担、事務体制などの面で、厳しすぎる面があるように思われる。ピア・レビューということであるが、それにふさわしい項目ばかりではないように思う。細かすぎる項目があることとあいまって、評価する側の教員にとって、負担感が残る。
- ・ 法科大学院の盛衰を自然淘汰に委ねるのでは、入学した或いは卒業した院生にしわ寄せが行くことになる。退職してまで法曹を目指している社会人が少なくないだけに、社会的問題へと発展しかねない。第三者評価の

【評価担当者】

有り様を再検討しては如何かと思う。企業の不祥事を払拭するために内外監査制度と情報公開を義務づけるなど種々の対策を打ち出していることを参考にすべきであろう。また、このような実効性のある第三者評価であれば、評価機関並びに評価者自身の覚悟も違ってくるのではないだろうか。評価機関の関係者の尽力を極めて高く評価したいと思う。改めて深甚なる感謝を申し上げたい。ご苦勞様でした。

- ・ 法科大学院全体として受験指導を課外で行うケースや、逆に必修科目であるのに実務家養成機関としての本分をわきまえない過度に学問的な授業内容が学生に押しつけられているケースが散見されるが、こうした事例に適切に対処しうる基準が存在しない。法律基本科目等の必要単位数はもう少し緩やかに、法科大学院ごとのアドミッション・ポリシーと整合的なカリキュラムを組む余地を認めるべきではないか。
- ・ 評価自体、第三者評価であるだけに、提供された情報と資料を前提にしている限り限界がある。評価の効能に関しては、実際に改善するには理事会の協力が不可欠である。
- ・ よくいわれていることですが、司法試験の合格目的と基準の理念には矛盾があると思う。又、基準に忠実な大学院で学んだ学生が自らで考える能力を本当に身につけられるのか疑問が残るところである。
- ・ 基準及び解釈指針の意味するところについて、まだ十分固まっていない部分もあるように感じられました。その結果、訪問調査等での対応に部会ごとの微妙な食い違いが出ているようです。そのあたりは、制度発足まもなくで、やむをえない面もあると思いますが、今後極力統一を図るようにしていく必要があると考えます。
- ・ 全般的に抽象的な気がいたします。もちろん、数字等で明確なラインを引いてしまうと、対象校ごとの個性に応じた評価ができなくなるおそれがあることは承知しています。しかし、基準が明確でないために、評価書の記載も抽象的となっている傾向にあるのではないかと思います。対象校に渡す資料でもっと豊富に「記載例」を示すなどして、基準該当事実をより明確に記載するよう対象校を指導・助言していただければと思います。また、ひとつの事項につき、保留がつけば、全体が不適合になるのはやはり不合理だと思います。適格認定という性質上やむを得ないのだと思いますが、他の方法がないのか検討していただきたい。
- ・ 全体として特に問題は無い。ただ、解釈指針がより具体的に記載されていれば、まぎれがなく、よりやりやすくなると思われる。

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

①法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- ・ 評価基準・解釈指針に沿って書かれていない箇所、そもそも、解釈指針に答えていない箇所があった。
- ・ 対象校によって、かなり差があるように思われる。各基準について明確な記載のないことがある。
- ・ 大学関係者でない者には単位の考え方、教員の区分がわかりにくかった。
- ・ 添付資料と照合しなければ十分に理解できない記述となっており、自己評価書を一読すれば理解できるというものではなかった。
- ・ ある大学のものは、〇〇参照が多く、いちいち、被参照文書等に当たる必要があった。
- ・ 長い文章が多い。まず結論、そして理由という構成になっていないのが多い。裏づけ資料を探すのが大変なものがある。結論をチェックする方式にし、その後に理由を書かせ、資料も引用・添付させると書きやすいし、読みやすくなるのではないかと思う。

③自己評価書に必要な根拠資料のうち、引用・添付されていなかったものについて

- ・ 自己評価書に記載されているが、根拠資料がないか不足しているため、記載内容が事実かどうかを確認できないものがあつた。例：入学者選抜について、入学者選抜要項や入学選抜に関する会議資料、学習支援の具体的な内容がわかる資料など。
- ・ 対象校によって、かなり差がある。ある大学の自己評価書が最も明快であつた。根拠資料は、索引等が不備なものもあり、必要箇所を探し出すのに時間がかかることもあつた。
- ・ 添付されていても、どこを見ればよいのかわかりづらいところがあつた。
- ・ ある大学では、要件を充たしている項目については必要以上に記載する反面、要件を充たしていない項目については、根拠資料の添付や記載を省略するという傾向が見受けられた。
- ・ 全体的な印象で恐縮だが、基準に適合するかを文理解釈せず、独自の法科大学院の教育理念を全面に押し出し、基準との整合性を軽視する法科大学院が一部に見受けられた。
- ・ カリキュラムやシステムの策定時の会議の議事録や資料が添付されていないことがあつた。

【評価担当者】

④書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

- ・ 具体的な授業内容が不明であり、それをある程度推測するものとして、科目ごとの学生アンケートの結果等があればよかった。
- ・ ホームページ掲載資料をプリントアウトしたもの（自己評価書で援用するとき）。
- ・ 学生各人の成績の一覧が、あればよいと思う。ただ、労力的に大変であれば、現状でも大きな問題はない。
- ・ 講義レジュメ一式。
- ・ 事務局から問い合わせをする件数が前年より少なかったように思う。現状では特別支障はないかと思われるが、事務局で一般的に不足と思われるデータ等を前もって指示することも後の事務量の減少につながるように思います。

⑤機構が示した書面調査票等の様式で記入しにくかった点について

- ・ 17年度のものと比較すると、大幅に改善された。
- ・ エクセルに記入していく方法は、資料との対比の関係でとても疲れるものであった。
- ・ 細かすぎて見にくい感じがした。
- ・ エクセルになじんでいないこともあるが、画面で一覧しにくい。
- ・ やはり、基準が明確ではないため、満たしているかどうかの評価も書きにくく、結局は、自己評価書の引用にとどまってしまう。これまでの書面調査票で記載された内容を具体例としてもっと豊富に示していただけると助かります。

○書面調査についての意見、感想など

- ・ 機構の関係者の細部にわたるコメントや指示で、十分理解できました。皆様のご苦勞に衷心より感謝するのみです。
- ・ とにかく、記入項目が多すぎて、大変な作業であった。書けども書けども終わらないので、焦った。
- ・ 評価項目の中には重要度の違うものが含まれているが、どれも等価値で評価することでよいのか少し気になった。
- ・ 項目の多さと、先方の自己評価書の書き方によって、苦勞はしたが、少し慣れれば、困難ではないかと思う。
- ・ どういう方法が適切かはわからないが、もう少し委員の負担を減らせる工夫がないのだろうか。特に第三者委員は戸惑うことが多かった。
- ・ 書面調査の結果を一覧表に記載する際、箇条書きでも済むような形式にしてもらえると、時間的に効率が良くなると思われる。
- ・ 書面調査の際に参考とする資料が多いので、問題となる箇所に対応・関係した部分に限り添付するなどの工夫をしてはどうか。
- ・ 評価のしにくい項目、細かすぎる項目があるため、負担感が残った。
- ・ 初年度に比べると、随分改善されたと思います。予め事務局で記入していただいた項目もあり、また、問題点を予め事務局のほうで指摘していただいたため、判定が容易であった項目もありました。今後もそのような処理をしていただけると、各委員の作業も順調に進めることができると考えます。
- ・ 18年度の評価表は17年度に比較してかなり改善されていたので、評価・記入はやり易かった。
- ・ 自己評価書については昨年度より改善されている印象を受けたが、対象校によって理解度に差異がみられる。全体の評価としては、「理解しやすかった」「適切に内容が記述されている」「必要な根拠資料が添付されている」として評価したが、対象校の一部に内容記載が曖昧であり、根拠資料も不十分で理解しにくいものもみられた。
例えば、基準9-1-3の「財政的基礎」の自己評価について、消極的な記述で予算・決算等の根拠資料も添付されていない状況では法科大学院教育に十分な財政的基礎を有しているかどうか、部外者には判断できない例があった。
- ・ 自己評価書において、評価項目ごとに、自己評価の根拠となる客観的資料の該当箇所を具体的に引用等して根拠を明らかにするように指示をすることが望ましいと考える。そのような根拠がそれぞれの箇所で明らかにされた自己評価書が作成できれば、その評価作業が大変はかどると思われる。
- ・ 現状で問題はないと思われる。

【評価担当者】

- ・ 対象校の評価報告書を電子データで提出していただき、関連資料にリンクをはってすぐに参照できるようにしていただきたい。
- ・ 法科大学院側で作成する労力、評価担当者が読み込む負担が大きい。作成しやすく、そして読みやすくする工夫がお互いのために必要と思う。
- ・ もう少し時間の余裕がほしい。もう1週間程あれば、もっと対応しやすいと思います。

(2) 訪問調査について

②訪問調査によって十分に確認できなかった点について

- ・ 対象校の回答が機構の質問とかみあわないケースがままあり、訪問調査時に基準の解説をしなければならぬことがあるのは残念である。また、訪問調査時に事前に通告した限定された資料の開示しか求められないのでは、訪問調査の意味が半減すると言わざるを得ない。基準に関連する資料の提出は訪問時に自由に求めることができ、資料が得られない場合には責任者がかわって説明をする体制が必要と考える。

③訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）のうち、特に充実又は簡素化すべきものについて

- ・ 学生との面談を充実すべき。ただし、本音が聞けるものである必要がある。
- ・ もう少し多くの科目について、授業見学をしてどのように授業が行われているかを確認したいところであった。学生ヒアリングを、もう少し少人数で本音が出やすい環境で行った方がよいと思われた。
- ・ 学生の人選に偏り（大学当局側にとっていい子）があり、平均的学生の意見を聴き出せなかったのではないかと、との感想をもつ。
- ・ 教員との面談時間はもう少し欲しい。
- ・ 相手によると思いますが、責任者面談はより簡素にして、実際に現場で教育に携わっている一般教員等との面談をより充実したほうがよいのではないかとこの感想をもちました。
- ・ 教員との面談で、対象校の教育理念等の理解を質問するのは、あまりにも失礼ではないでしょうか（学生ならまだしも先方は教員です）。
- ・ 責任者面談がディフェンシブになりがちなので、より率直な意見交換が望ましい。学生を評価側がランダムに抽出することは考えられないだろうか。
- ・ 現地での資料調査や疑問のある授業等の担当者との面談を充実させるべきで、執行部との面談もあくまで調査の一環として二日目に一度行えばよい。最後の確認事項の通告のための面談は不要と考える。

⑤訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

- ・ 評価担当者の数が少ない。1校当たり少なくとも7～8名はいないと専門分野、視察の範囲等の関係で十分に評価・視察できないように思う。

○訪問調査についての意見、感想など

- ・ 対象校は、協力的であった。
- ・ 答案の調査など、有意義であった。
- ・ 調査を受ける側の緊張度の強さに驚いた。それだけ、大学院の前進(外からの評価を高めるため)に対する意欲を感じた。
- ・ 書面調査と必ずしもリンクしないで、漠然と見に行ったところもあるが、実態の把握という点ではよかったと思う。
- ・ 控室があまりに狭かった。
- ・ 書面調査では見えてこない教員の熱意などに接することができ、訪問調査の有用性を認識した。
- ・ 訪問調査で対象校の説明がよく行われたので、評価するうえで有益だった。
- ・ 日程的にはややきついの印象をもちました。もっとも、2日を超えるとなると、本務校での教育等にも支障が出てくるので、2日以内で終えること自体に異論はありません。したがって、いかに効率よく無理のないスケジュールを組むか、を今後工夫するという点でしょうか。
- ・ 学生については、やはり、対象校が用意して選ばれた在学学生のみならず、卒業生を対象としたり、あるいは匿名によるアンケートを実施すべきではなかろうか。今の形では、学生の不満が顕在化しないと思われず。

【評価担当者】

- ・ 評価担当者は、書面調査を担当した2校とも訪問調査に参加するようにした方が良いと思う。負担は増えるが、可能な人は2校とも訪問調査に参加した方が、比較もでき、より正確に責任を持った評価ができると思う。
- ・ 機構事務局の対応、法科大学院側の対応は良好で、特に問題はないが、訪問調査の日程がやや慌ただしい感じがする。日程の調整上やむを得ない事情は理解しているが、大学院側との相互理解のために大学院側の意見をさらに聴き取る時間は設定できないものかどうか。大学院側の意向もあるが、学生との面談も含めて実質的な訪問調査を望みたい。
- ・ 法科大学院の充実という観点から、率直な意見交換が活発になるような方案が考えられるとよい（現実には困難だと思われるが・・・）。
日程等は適切であったと考える。
- ・ 調査という目的を徹底させるべきで、資料や面談について事前通告しなければならないというのは制約が大きすぎる。
- ・ 2年目は1年目と比べ、調査の確認事項に通し番号をふってくれるなど工夫が図られて良かった。今後も改善・工夫を続けて欲しい。

(3) 評価結果について

○評価結果についての意見、感想など

- ・ 指摘すべきところは指摘するという、公正なものとなったように思います。
- ・ 基準の中には、重要度の異なるものがあるが、それを等価値に評価するのでよいか気になった。また、「○」と「×」という二者択一の評価でなく、数段階の評価にすることはできないか。
- ・ 評価全体の分量は確かに多いが、同じ項目についても、質問を変えたり、詳細にすることで、より適正に評価できるようにも思われる。科目の内容については、専門の立場でないとは把握できないことが多く、委員構成も適正だと思う。
- ・ 知識不足もあり、何をどう記載するかよくわからなかった。
- ・ 一般論として評価結果が中程に集中する可能性があると思われる。ほとんどの大学が可もなし不可もなしの範囲にあるという結果になると、評価の存在意義が薄れてくることともなる。この点をどのように整理しておくかの検討も必要であろう。
- ・ 評価項目の一部が細かすぎるように思う。その割には、それらの項目の評価結果の面で、何か特色が出るわけでもなく、当然それらは満たされているというかたちで終わっている感じがする。
- ・ やはり、量が多すぎると思います。全ての内容を原則として担当者が記載するのは、負担が大きいし、非効率と思われます。訪問調査を実施する委員が主査となって記載し、書面審査のみ担当するのは、事後的にチェックするのでよいのでは。
- ・ 特に問題になるようなことはなく、良かったと思う。
- ・ 章の基準ごとの評価は重要で適切であるが、各法科大学院に対する評価報告書の文体・表現がほぼ同じで統一されているのが気にかかる。評価基準要綱の文体・表現によるものと思うが、各法科大学院の個性・特徴の伸張、尊重する制度の理念からも、その大学院の教育実態、評価に相応しい評価報告書の文体・表現は考えられないものかどうか。率直な意見である。
- ・ 全体に甘めであり、横並び調整の段階で緩やかなほうに揃えるケースが多いためではないかと推察されるが、仮にそうであれば、むしろ厳しいほうに揃えるほうが好ましい。

3. 研修について

○研修についての意見、感想など

- ・ 研修で今後どのような作業をしなければならないかの具体的なイメージが持てて良かった。
- ・ 当初は研修内容も十分に理解できず、時間も短く感じた。2回目は、特に不安や不満はなかった。指導者の立場である専門の先生方のお考えが、少し分かるようになったことも効果があったと思う。
- ・ 法曹第三者の委員に分からない専門用語の解説ないしは大学院の構造の説明があるとよかった。
- ・ 資料の読み方、検索方法など調査のための時間の短縮化につながるような「コツ」「ツボ」なども教示頂きたい。
- ・ 調査の経験者とはじめての方とは区別すべきだと思います。また、はじめての方についても、理念等のお話は極力簡潔にさせていただきたいと思います。読めばわかることは省き、読んでもよく分からないと思われる部分を中心に、実例を示して、実効的な研修を行うべきだと考えます。

【評価担当者】

- ・ 班ごとのものは別にして、全体研修については、初心者と経験者とでは分けた方がよいのでは。
- ・ 小職としては2回目であったので特に問題はなかった。
- ・ 時間的にはタイトであったが、適切な内容であったと思う。統一的な評価という点で、集合研修は必要不可欠と考える。
- ・ 研修に参加できず、書面で確認するのが中心であったため、理解に時間がかかった。
- ・ 全体の研修は不要であり、部会ごとに経験者や事務局が新人に教えれば十分である。

4. 評価の作業量、スケジュールについて

(1) 評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 書面調査には、大変な作業量（負担感）を感じました。
- ・ 書面調査の期間をもう少し長くしてほしい（他の仕事を中断しないと期間内に完了しない）。
- ・ 時期的に十分時間がとれる夏期（自己評価書の書面調査）であったが、今回は休暇が少なく、私個人は苦勞した。他の先生方も多分、公の仕事が年末も夏期も多く入ったと思われる。
- ・ 資料を見ながらエクセルに打ち込んでいくのは慣れない者にとって大変な作業であった。
- ・ 書面調査の提出期限が、法科大学院の最も忙しい期末テストの採点及び成績判定の時期に重なっており、大変な重労働を強いられているので、もう少し作業量が少なくなる方法や提出期限について、方策を講じてもらえると助かる。
- ・ 主査、副主査でなければ、もう少し軽く感じると思いますので特殊な事情かもしれません。
- ・ 評価の作業量は相当に大きいと思う。作業期間は、長さのみをみれば妥当な期間が設定されているのかもしれないが、その期間中に行うべき他の仕事との関係で、やはり大きな負担である。
- ・ 今回は初回であったため長時間を要した面もあったが、慣れにより飛躍的に短縮できるというものではないと思われる。
- ・ 書面調査は依然として労力を要する作業と認識しています。期間は少し余裕を見て設定してほしいと思います。ただ、いずれにしても集中的に作業する必要があると思っています。それよりも、締切厳守で、あとの評価部会に差しさわりが出ないように、各委員に徹底すべきであると考えます。
- ・ 正直言って、8月の初旬ころの1週間の全てを費やしており、負担が加重です。書面審査の起案は、事実上1校にさせていただき、その上で、記載の分担ができないか検討していただきたいです。なお、事務局が予め参考事項を記載して下さるのは、大変役に立ったと思います。
- ・ 書面調査は短期間であり作業量・作業時間もかなりの負担であったが、引き受けた以上、受忍限度内という感じであった。
- ・ 自己評価書の書面調査については、機構側の見直しもあり、作業量・作業期間とも昨年度より改善されている。余裕とまでは言いがたいが、やや軽度になった感じはする。
- ・ 作業量としては多いように思われるが、適切な評価を統一的観点から行うためには、仕方がないと思われる。
- ・ できれば訪問調査は一日で終えられるように出来ないか。現地での調査が現状のように事前に通告した内容に限定されているのであれば、事前の十分な書面でのやりとりで確認事項は半減しようと思う。

(2) 評価作業に費やした労力について

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ もう少し、簡素化しても、社会的な理解を得られないという事はないのでは。
- ・ 費やした労力が、質の保障、改善の促進等に役立つものと信じているが、現実にそうなっているのかどうかは不明。
- ・ 希望的意見であるが、外部の評価でこれ程詳細なものは多分そう多くないと思うので、大学院も参考にして欲しい。
- ・ 時間・労力は相当のものを費やしているが、これが見合うかどうかは、本機構の評価に対する社会からの信頼がどの程度寄せられることとなるかにかかっていると考えます。
- ・ 大切な作業であると思うので、誠心誠意努力したつもりですが、費やした労力が上記の諸目的に見合うものであったかどうかは、これから判明してくるのではないのでしょうか。いずれにしても、このような評価作業が重要であることだけは間違いないと確信しております。

【評価担当者】

- ・ 書面調査は短期間であり作業量・作業時間ともかなりの負担であったが、引き受けた以上、受忍限度内という感じであった。
- ・ 評価の作業量は昨年度よりやや軽度になった感じだが、作業の労力は相変わらず重い。
- ・ 労力の割には、評価が全体として甘めであると思われる。法科大学院の充実の観点から労力に見合った評価結果となることを望みたい。
- ・ 膨大な労力が機構側・対象校側で費やされており、法科大学院の運営を改善するという目的からすると逆行するともいえる副作用が出ている。負担は合理化によりもっと軽減されるべきである。
- ・ 法科大学院側が作成した自己評価書と添付書類を読み込むのが大変だった。
- ・ 事前に試験問題や試験答案をチェックするのに時間をかけ、授業参観などをしてその感想などを文章化した。部会会議では単に口頭で問題がなかったかどうかだけを問われた。そのため、作業に時間をかけた割には、結果は○か×か程度でしかなく、徒労感を持った。

(3) 評価作業にかかった時間数について

○評価作業にかかった時間数についての意見、感想など

- ・ 集中的に行ったが、とくに2件目ともなると、負担感・焦燥感が高まった。
- ・ 書面調査には、掛かりきりで、1週間あまりを要した。添付資料の確認にかなりの時間をとられたように記憶している。
- ・ 連続して従事したわけではないので、まったくの推定です。また副主査であったことも影響しているかもしれません。
- ・ 評価作業に要した時間の統計が必要ということであれば、あらかじめ作業時間をチェックしておくよう指示がなされていることが望ましい。
- ・ 精密に評価しようとするとうる相当な時間が必要となる。分業その他の工夫をしてもよいのではなからうか。
- ・ 単純作業ではないし、長時間続けてやるわけでもないのですが、およその概数といっても、時間数は正確ではありません。非常に神経を使う作業であり、時間だけの問題ではないような気がします。
- ・ 評価委員を引き受けた以上、これぐらいの時間はかかってもやむを得ないと思う。
- ・ 自己評価書の書面調査は担当の2校分の総時間数である。評価作業の準備段階として自己評価書の読み取りによる内容の把握・理解及び添付資料の点検と内容の把握。(これに相当の時間がかかる)次いで評価作業に入り、自己評価の分析と根拠資料の照合確認、パソコン入力及び点検である。
書面調査の時間は計測しておらず不正確であるが、推定して80時間程度か。
集中的な作業で労力の負担は重い。重要な役割と認識しているが、さらなる効率化・省力化への改善を期待したい。
- ・ 評価という点から、この程度の時間数は仕方がないと考える。
- ・ 純粹に机に向かった時間であり、心理的負担感や疲労感は格別なものがある。
- ・ 自己評価書の書面調査が大変で夏休みの数日は確実につぶれてしまう。
数量的・客観的・形式的な事項については、書くほうも読むほうも負担が少なく済むような工夫が必要と思う。
また、そのような事項については事務局が調査してくれると助かると思って1年目のときにそのような感想を述べたら、2年目には事務局の方でだいぶ調べた上で戴くようになって助かった。
さらなる工夫と下調べをお願いしたい。

5. 評価部会等の運営について

○評価部会等の運営についての意見、感想など

- ・ 部会としては3大学を担当したが、各評価委員は、そのうち一つの大学は担当していないことから、評価委員と担当大学を合わせた方が効率的であると思われる。
- ・ 発言しやすい雰囲気、非常に良かったと思う。
- ・ 部会長、副部会長に人を得て、また機構職員の勤勉さもあり、効率的な進行・運営がなされていたと思われる。
- ・ 3校担当とはいえ、各委員は、うち2校についてのみ書面調査と訪問調査を行ったものであり、そのため、自分が直接調査にたずさわっていない1校について検討するのがやや苦痛であったことを感想として申し上げ

【評価担当者】

げます。時間的にも他の部会よりもかかったのではないのでしょうか。次年度は改善されるようですが、やはり部会では直接調査を行った大学のみについて検討することが望ましいと思います。

- ・ 別に座長が進行役を務める必要はなく、作業に精通された事務局の方がなされた方が円滑に進むのではないのでしょうか。役所の審議会ではないので、「事務局主導」と文句を言う人はいないのではないのでしょうか。
- ・ 17年度は評価校が少なかったために1部会の委員は適当であったが、18年度は少なかった（8人）。専門性等を考慮すると、もっと増やすべきであると思う（出来れば12、13人）。
- ・ 現状で問題はない。
- ・ 本務校の休講が非常な負担となるので、できれば土曜日を活用していただきたい。
- ・ 委員長および副委員長の適切な会議運営がよかった。
- ・ 人数もメンバー構成も適当であったと思う。意見の統一が容易であった。

6. 評価全般について

○評価全般（評価に携わっていただいていたことも含め）についての意見、感想など

（機構の認証評価の目的について）

- ・ 評価結果を如何に活かすかは、被評価校並びに評価委員の所属校の責任あるものの自覚と決断にあります。学生は本音を述べるには少しきつい雰囲気ですので、10年位の経過後にはすべてが明確になるかと思えます。所属校の教授会では、第三者評価を気にしている雰囲気が醸成されていますので、有益かと思えます。むしろ学部教員に対する第三者評価を厳しくして欲しいような気がします。研究家教員の気迫が感じられませんので。新試験自体にも、相変わらず知識偏重の問題が目立ちます。制度設計自体にも大きな問題を含んでいるだけに、第三者評価の結果が改革にリンクされることを期待します。
- ・ 本格的な評価はこれからで、又、その評価結果が公表されるのも今後のため、現状で判断できないが、これらが公表されることで、社会が法科大学院に関する情報を入手でき、判断の材料になる。今回の評価作業については、あまり公言もしていないが、関心がある者に対しては、法科大学院について一般的な話として伝えている。
- ・ 評価は法科大学院の質の向上・維持に役立つとは思いますが、法科大学院側の準備の労力も相当なものと思われ、そのために授業や研究の準備に支障が出たりしないか少し心配である。また、評価担当者の読み込みの負担も大きいので、双方のそのような負担を軽減するための工夫は常に検討していくべきと思う。また、結果については守秘義務の問題はあるものの、いくつもの法科大学院を評価した全体的な講評として、いろいろな工夫や良い点を誉めるとともに、時々見られるような誤りや問題点を注意喚起するようなことを、行うとよいと思う。

（機構の認証評価に対する意見）

- ・ 成績評価の厳格性や客観性については、なお検討すべき問題が残されているように思われる。
- ・ 第三者委員には特に負担の大きい作業なので、職員によるフォローがあってもよかったのではないか。
- ・ このような評価の必要性を痛感するとともに、ピア・レビューの長所・短所を自覚的に検証し、社会からの信頼を得られる評価として確立されることを希望する。
- ・ 評価することを通じて、種々の視点の存在を知り得た。一方で、それは、評価すること自体の難しさを再確認させることにもなった。一部の基準は、やはり細かすぎるように思う。
- ・ 評価作業の重要性はいうまでもないことですが、毎年度評価作業にこれだけの労力を費やしていくことは、率直なところ大変だという感想を抱いています。自己評価書を作成する各大学もそれを調査・評価する機構側の委員も、このままの調子で進めていけば、疲れ果ててしまうのではないかと懸念されます。ある程度落ち着いてきたら、評価作業についても少し簡略化するなどの工夫が必要だと考えます。
- ・ 認証の基準が設置基準プラスアルファ的なものとなっていると思われるが、他にも第三者評価機関が存在する以上、設置基準とは別の機構独自の法科大学院についての理念・見識をベースとした基準を確立してゆくことが、中長期的には必要であるように思われる。
- ・ 「教育」というものの評価の難しさを感じさせられた。今後、さらに国民に対し法曹の質の確保していく視点から、必要な基準を考えていただきたい。
- ・ 大学に対して基準を満たしているかどうかという指摘をするだけではすまない問題が出てきます。そもそも設置基準に無理があるのではないかという疑問をもちつつ、基準適合性の指摘だけをするという不甲斐なさを感じることがありました。例として、双方向・多方向の演習・講義は未修組では現実的にはできないというの

【評価担当者】

が一般的理解ではないでしょうか。与えられた時間数で講義すべき範囲をすべてこなすには、一方通行の講義しかありません。にもかかわらず、双方向でやっているかどうかとか、予備校的な補修はやっていないかどうかなどを点検するだけの評価には矛盾を感じます。未修者を一年で既修者並みに育てることができる時間数の割当てになっていないという問題があると思いますが、それに対して認証評価機関は何も発言できないということでしょうか。認証評価の観点から制度論にからんでゆくという姿勢がとれば、この仕事は面白くなると思います。一面的な見解かもしれませんが。

- ・ 「大学評価・学位授与機構の評価基準、解釈指針によってなされた評価結果が、他の認証評価機関のものとバランスがとれているかどうか少し心配です。いずれかの機関の評価が厳しすぎるとか、甘いといったことになると、やや問題になると思います。これの検証がどこでなされるか少し心配です。全国 74 の大学ロースクールはそれぞれ多様であり、あまり一律的な基準で評価してしまうと、大学の個性などが消えてしまう心配があります。ロースクールの個性がでるように少し柔軟に対応することも必要であるように思います。とくに国立大学と私立大学では違いがあります。例えば、教員の担当コマ数についてですが、私立大学では学生数が多いために、一般に教員の担当コマ数が多いのが現状です。それを、ロースクールの教員は 30 単位以下といった基準にして、それを厳格に適用してしまうと、教員の手当てが難しいといった問題が生じます。その教員をロースクールの非専任教員にしなければならないといったことも生じます。また（担当コマ数によってペイが支払われる場合には）ロースクール教員と、30 単位以上を担当できる他の学部などの教員とのペイの差異もできます。」各大学のロースクールは、それぞれの個性や理念を大切に、しかもすぐれた法曹養成教育を進めるにはどうしたらよいか努力をしていると思いますが、それを支援するような認証評価機関の作業になればと思います。以上は、感想です。

(専門知識・能力の活用、または、評価作業を通じて得たものについて)

- ・ 初めての経験であり、全体として、手探り状態であったように思います。
- ・ 大変な作業ではあったが、今後の法科大学院のあるべき姿を考えるにあたって、有用な経験であった。
- ・ 自己の専門知識・能力が活かすことができなかつたのは、専攻が極めて特殊なためであって、他意はありません。
- ・ 評価作業を経験できたことは、大変勉強になりましたが、現在の負担量が続くようであれば、正直言って、1 回の経験で十分ですという気持ちになります。
- ・ 全く未知で且つ専門外の仕事であり、当初は戸惑ったが、法科大学院の評価という非常に高度な見識・知識を要する評価に際しても、大学教員や法曹関係者以外の小職のような第三者としての評価・見方も必要なことであろうと思い、できるだけ興味を持って評価に当たるようにしている。
- ・ 大学人でない一般人の立場と感覚で法科大学院の認証評価に関与し、責任の重さを感じながら経験できたことは大変勉強になり、有意義であった。法科大学院の理念・教育目的や教育内容・組織等の運営面について、正確な知識を知り得る経験をしたことに満足している。それと共に法科大学院の成長・成熟を期待し、将来の司法を担う法曹養成の重要性を改めて認識している。
- ・ これまで、いろいろな評価(GP等)を経験してきたが、自分の所属する組織への還元という点では、最も有意義であったと思う。
- ・ 初めての経験であったが、部会の委員長および副委員長が適切に指導してくれたように思う。

対象校

(法科大学院用)

平成18年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴校名 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の選択式及び自由記述のそれぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

選択式の質問については、質問ごとに5段階でお答えください。(該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。)なお、回答の内容によっては、更に具体的に記述をお願いしております。

また、自由記述欄には、評価業務全般についてお気づきになられた点(良かった点、悪かった点など)等や、評価を受けてのご感想、今後の認証評価に対してのご意見などについて、自由にお答えください。(枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見がない場合には空欄で結構です。)

いただいた回答は、選択式の質問に対するものについては、原則として統計的に処理した上で、また、自由記述については、大学等名を伏せた上で、公表いたします。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった -----

回答例②は、適切であった -----

5	4	3	2	1	3
5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、5又は4とご回答いただいた方は、よろしければどの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかをご記入ください。

⑥ 基準又は解釈指針のうち、内容が重複するものがあった-----

ある	ない	
2	1	

→※⑥について、2とご回答いただいた方は、よろしければ重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・ 基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた方は、よろしければどのような点で迷ったのかをご記入ください。

④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった ---

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした-----

参考にした	参考にし なかった	
2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった ---

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①ついて、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②ついて、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

④ 訪問調査の実施内容（大学関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥ついて、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 意見の申立てについて

意見の申立てを行っていない対象校についても、ご回答できる範囲内でお答えください。

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

① 意見の申立ての一連の実施方法は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価のスケジュールの3項目に分けて質問しますのでそれぞれお答えください。

	＜作業量＞					＜作業期間＞						
	とても		ととも		とても	とても		ととも		とても		
	大きい	←	適当	→	小さい	長い	←	適当	→	短い		
	(5)		(3)		(1)	(5)		(3)		(1)		
① 自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価のスケジュールについて

① 自己評価書の提出時期（6月末）は妥当であった
（妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください） -----

妥当	妥当でない	
2	1	

② 訪問調査の実施時期（10月中旬～12月中旬）は妥当であった
（妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください） -----

2	1	
---	---	--

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想などをご記入ください。

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 機構の教職員が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑨ 機構事務局の対応（質問等に対する対応）は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

5. 評価結果（評価報告書）について

評価報告書の内容等、自己評価書及び評価報告書の公表並びに評価結果に関するマスメディアの報道について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった ----	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった ----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	

→※⑧ついて、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が分かりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価報告書は積極的に公表している -----	5	4	3	2	1	
⑫ 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----	5	4	3	2	1	

- ・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますのでそれぞれお答えください。（具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用」(P18)でお聞きします。）

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 教育研究活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想などがありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けて、現在以降、次のような効果・影響があると思いますか

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴校の教育研究活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2	1	
② 貴校の教育研究活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2	1	
③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑨ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される -----	5	4	3	2	1	
⑪ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑫ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑬ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連してご意見、ご感想がありましたら、ご記入ください。

7. 評価結果の活用について

- (1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）について、主要なものを簡単にご記述ください。また、その変更・改善の際に機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、貴校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む。）はどの程度参考になったか5段階でお答えください。

非常に参考となった (5) 参考となった (3) あまり参考とならなかった (1)

	5	4	3	2	1
記入例（基準9管理運営等） 機構の評価報告書を受け、自己点検及び評価を行い、公表する予定である。	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1
	5	4	3	2	1

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしたりしてください

- (2) 貴校では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。 3 資金獲得のための申請書に記載する。 5 その他	2 貴校のホームページで評価結果を公表する。 4 学生募集の際に用いる。
(具体的に)	

回答欄	
-----	--

8. 評価の実施体制について

貴校の評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

評価（自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教えてください。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいても結構です。

「例」

```
graph TD; A[自己点検・評価委員会] --- B[ワーキンググループ]; B --- C[法科大学院作業チーム]; B --- D[〇〇〇〇]; E[評価推進室];
```

(役割)：評価結果についての最終決定
(形態)：常設
(構成)：学長、理事、・・・
(人数)：〇人

ワーキンググループ
(役割)：評価結果の審議
(形態)：常設
(構成)：理事、各学部長・・・
(人数)：〇人

評価推進室
(役割)：評価に関する事務
(形態)：常設
(構成)：室長、係長・・・
(人数)：〇人

法科大学院作業チーム
(役割)：データ等の収集・整理、自己評価書の作成
(形態)：臨時
(構成)：法科大学院長
(人数)：〇人

〇〇〇〇

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

評価の実施体制について、貴校が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

9. その他

認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や実際に評価を受けて、期待どおりだったかどうかについてご記入ください。

その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

評価担当者

(法科大学院用)

平成18年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

御氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の選択式及び自由記述のそれぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

選択式の質問については、質問ごとに5段階でお答えください。(該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。)なお、回答の内容によっては、更に具体的に記述をお願いしています。

また、自由記述欄には、評価業務全般についてお気づきになられた点(良かった点、悪かった点など)等や、評価に携わってのご感想、今後の認証評価に対してのご意見などについて、自由にお答えください。(枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見がない場合には空欄で結構です)。

いただいた回答は、選択式の質問に対するものについては、原則として統計的に処理した上で、また自由記述については、御氏名を伏せた上で、公表いたします。

【回答例】

		強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
回答例①は、適切であった -----	5	4	3	2	1	3
回答例②は、適切であった -----	5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思いましたか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育研究活動等の質を保証するために適切であった-----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった-----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、法科大学院の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るために適切であった	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった-----	5	4	3	2	1	

→※⑤について、5又は4とご回答いただいた方は、よろしければどの基準又は解釈指針が評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 基準又は解釈指針のうち、内容が重複するものがあつた-----	2	1	

→※⑥について、2とご回答いただいた方は、よろしければ重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

【評価担当者】

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（1）書面調査、（2）訪問調査、（3）評価結果の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（1）書面調査について

強く どちらとも 全くそう
思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

① 法科大学院の自己評価書は理解しやすかった-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

--

② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

--

④ 書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、5又は4とご回答いただいた方は、よろしければどのような情報（客観的データ等）が必要であったかをご記入ください。

--

【評価担当者】

⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

--

・書面調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

--

(2) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象校の回答内容は適切であった-----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような点が確認できなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※訪問調査の実施内容のうち、特に充実又は簡素化すべきものがあれば、ご記入ください。

④ 訪問調査では、対象校と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた方は、よろしければどのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

⑥ 訪問調査における機構事務局の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

【評価担当者】

・訪問調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

【評価担当者】

(3) 評価結果について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された -----	5	4	3	2	1	
② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示す という方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象校の「主な優れた点」、 「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・評価結果についてご意見、ご感想などをご記入ください。

【評価担当者】

3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 研修についてご意見、ご感想などをご記入ください。

4. 評価の作業量、スケジュールについて

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価作業にかかった時間数の3項目に分けて質問しますのでそれぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	<作業量>					<作業期間>					
	とても 大きい (5)	← 4	3 適当 (3)	→ 2	とても 小さい (1)	とても 長い (5)	← 4	3 適当 (3)	→ 2	とても 短い (1)	
① 自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1
② 訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1
③ 評価結果の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、法科大学院の質の保証という目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 評価作業に費やした労力は、法科大学院の改善を促進するという目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 評価作業に費やした労力は、法科大学院の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価結果の作成	およそ		時間

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想などをご記入ください。

【評価担当者】

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想などをご記入ください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響など評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ←言えない (3)	全くそう →思わない (1)			
① 今回の評価によって法科大学院の教育研究活動等の質が保証されると思う --	5	4	3	2	1	
② 今回の評価によって法科大学院の教育研究活動等の改善が促進されると思う-	5	4	3	2	1	
③ 今回の評価によって社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と 支持が支援・促進されると思う-----	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた--	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

ご協力ありがとうございました

【評価担当者】

法科大学院評価基準要綱新旧対照表

頁	新（平成19年度実施分）	旧（平成18年度実施分）	改訂の理由
21	<p>基準6-1-1-5 解釈指針6-1-1-5-1 大学の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できよう努めていること。</p> <p>基準6-1-1-5 解釈指針6-1-1-5-2 社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。</p>	<p>基準6-1-1-5 解釈指針6-1-1-5-1 大学の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できよう考慮されていることが望ましい。</p> <p>基準6-1-1-5 解釈指針6-1-1-5-2 社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。</p>	<p>各法科大学院の現状を踏まえ、「望ましい」要件を努めて、修正した。</p>
36	<p>基準9-2-2 解釈指針9-2-2-1 法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織を設置するよう努めていること。</p>	<p>基準9-2-2 解釈指針9-2-2-1 法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。</p>	
39	<p>基準10-1-1 解釈指針10-1-1-2 教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができ、授業を確保するよう努めていること。</p>	<p>基準10-1-1 解釈指針10-1-1-2 教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができ、授業を確保されていることが望ましい。</p>	
34	<p>基準10-1-1 解釈指針10-1-1-4 すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことのできるだけのスペースを確保すること。</p> <p>基準9-1-1 解釈指針9-1-1-1 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。 法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教員により構成されていること。 教授により、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、<u>准教授</u>その他の職員を加えることができる。</p>	<p>基準10-1-1 解釈指針10-1-1-4 すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うことのできるだけのスペースが確保されていることが望ましい。</p> <p>基準9-1-1 解釈指針9-1-1-1 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。 法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教員により構成されていること。 教授により、<u>助教授</u>その他の職員を加えることができる。</p>	<p>平成19年4月1日施行の教員組改正に係る文言を修正した。</p>